

加東市地域防災計画（資料編）（案）新旧対照表

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
＜現 行＞			
地域防災計画（資料編）－1		地域防災計画（資料編）－1	
1 条例関係		1 条例関係	
1-1 加東市防災会議条例		1-1 加東市防災会議条例	
＜略＞		＜略＞	
（所掌事務）		（所掌事務）	
第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。		第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。	・条文の適正化 ※現行の条例と整合を図る
（1） 加東市地域防災計画の作成及びその実態を推進すること。		（1） 加東市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。	
（2） 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。		（2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。	
		（3） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。	
		（4） 市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。	
（3） 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務		（5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務	
（平23条例5・一部改正）		（平23条例5・平24条例24・一部改正）	
（会長及び委員）		（会長及び委員）	
第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員35人以内をもって組織する。		第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員35人以内をもって組織する。	
＜略＞		＜略＞	
6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。		6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。	
＜略＞		＜略＞	
（6） 市長がその部内の職員のうちから指名する者		（6） 市長がその部等内の職員のうちから指名する者	
（7） 教育長		（7） 教育長	
		（8） 病院事業管理者	
（8） 消防団長		（9） 消防団長	
（9） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者		（10） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者	
		（11） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者	
（10） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者		（12） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	
7 前項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		7 前項第10号から第12号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
8 前項の委員は、再任することができる。		8 前項の委員は、再任することができる。	
（平19条例1・平23条例5・一部改正）		（平19条例1・平23条例5・平24条例24・平28条例56・平30条例1・一部改正）	
＜略＞		＜略＞	
		附 則(平成24年9月11日条例第24号)	
		（施行期日）	
		1 この条例は、公布の日から施行する。	
		（経過措置）	
		2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する第1条の規定による改正後の加東市防災会議条例第3条第6項第10号の委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。	
		附 則(平成28年12月22日条例第56号)	
		（施行期日）	
		1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。	
		（処分、手続き等の効力に関する経過措置）	
		2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長がした処分、手続その他の行為のうち、病院事業管理者の権限に属する事務であるものについては、施行日以後は病院事業管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。	
		3 施行日前になされた市長に対する申請、届出その他の行為のうち、病院事業管理者の権限に属するものについては、施行日以後は病院事業管理者に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。	
		附 則(平成30年3月1日条例第1号)抄	
		（施行期日）	
		1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。	

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】				<改 正 後>				<修正理由>			
<現 行>				<改 正 後>				<修正理由>			
1-2 加東市防災会議委員構成				1-2 加東市防災会議委員構成				・表記の適正化			
区 分		機 関 名	役 職 名		区 分		役 職 名				
会 長		加東市	市 長		会 長		市 長				
副 会 長			副市長		副 会 長		副市長				
1 号	指定地方行政機関のうちから市長が委嘱する者	国土交通省近畿地方整備局	姫路河川国道事務所長		1 号	指定地方行政機関のうちから市長が委嘱する者	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所			所長	
		農林水産省近畿農政局	鴨川・大川瀬ダム管理所長				農林水産省近畿農政局 鴨川・大川瀬ダム管理所			所長	
2 号	加東市を警備区域とする陸上自衛隊の隊員のうちから部隊長が指名する者	陸上自衛隊 青野原駐屯地	第8 高射特科群 第3 4 0 高射中隊長		2 号	加東市を警備区域とする陸上自衛隊の隊員のうちから部隊長が指名する者	陸上自衛隊 青野原駐屯地			第8 高射特科群 第3 4 0 高射中隊長	
3 号	兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者	兵庫県	北播磨県民局長		3 号	兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者	兵庫県北播磨県民局			局長	
4 号	兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者	兵庫県	社警察署長		4 号	兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者	兵庫県加東警察署			署長	
5 号	北はりま消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者	北はりま消防組合	加東消防署長		5 号	北はりま消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者	北はりま消防組合加東消防署			署長	
6 号	市長がその部内の職員のうちから指名する者	加東市	技 監		6 号	市長がその部内の職員のうちから指名する者	加東市			技 監	
			協働部長							まちづくり政策部長	
			総務部長							総務財政部長	
			市民生活部長							市民協働部長	
			福祉部長							健康福祉部長	
			上下水道部長							上下水道部長	
			教育部長							教育振興部長	
										こども未来部長	
			会計管理者							会計管理者	
			議会事務局長							議会事務局長	
										委員会事務局長	
			まち・農整備部長							都市整備部長	
			地域創造部長							産業振興部長	
			病院事業部事業部長							病院事業管理者	
			病院事業部事務局長							病院事業部事務局長	
			病院事業部看護部看護課長							病院事業部看護部看護課長	
			市民生活部健康課長							健康福祉部健康課長	
7 号	教育長		教育長		7 号	教育長				教育長	
8 号	消防団長	加東市消防団	消防団長		8 号	消防団長	加東市消防団			団長	
9 号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者	関西電力㈱	社営業所長		9 号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者	関西電力㈱兵庫支社			担当部長（東播磨・北播磨）	
		西日本電信電話㈱兵庫支店	災害対策室担当課長				西日本電信電話㈱兵庫支店			災害対策室担当課長	
		西日本旅客鉄道㈱	加古川線区長				西日本旅客鉄道㈱			加古川線区長	
		大阪ガス㈱兵庫導管部	保全チームマネージャー				大阪ガス㈱兵庫導管部			保全チームマネージャー	
		神姫バス㈱	西脇営業所長				神姫バス㈱西脇営業所			所長	
		一般社団法人兵庫県トラック協会	北播支部長				一般社団法人兵庫県トラック協会			支部長	

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】				<改 正 後>				<修正理由>	
<現 行>									
						北播支部			
		一般社団法人小野市加東市医師会	医師会副会長			一般社団法人小野市加東市医師会	理事		
		西日本高速道路(株)	福岡高速道路事務所長			西日本高速道路(株)	所長		
						福岡高速道路事務所			
10 号	自主防災組織又は学識経験者	加東市区長会	区長会長	10 号	自主防災組織又は学識経験者	加東市区長会	会長		
		加東市民生児童委員連合会	会長			加東市民生児童委員連合会	会長		
1-3 加東市災害対策本部条例 (趣旨)				1-3 加東市災害対策本部条例 (趣旨)				・条文の適正化 ※現行の条例と整合を図る	
第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、加東市災害対策本部(以下「災害対策本部」)に関し必要な事項を定めるものとする。				第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、加東市災害対策本部(以下「災害対策本部」)に関し必要な事項を定めるものとする。 (平24条例24・一部改正)					
<略>				<略>					
				附 則(平成24年9月11日条例第24号)抄 (施行期日)					
				1 この条例は、公布の日から施行する。					
1-4 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例 <略> (災害弔慰金を支給する遺族)				1-4 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例 <略> (災害弔慰金を支給する遺族)					
第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。				第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲					
(1) 死亡者の死亡当時において、主として死亡者の収入により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。									
(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。									
ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母									
2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。				2 前項の遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）の順位は、死亡者の死亡当時において、主として死亡者の収入により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。					
				(1) 配偶者					
				(2) 子					
				(3) 父母					
				(4) 孫					
				(5) 祖父母					
3 遺族が遠隔地にある場合又はその他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。				3 前項後段の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。					
				4 遺族が遠隔地にある場合又はその他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。					
				5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。 (平23条例22・一部改正)					
<略>				<略>					
				附 則(平成23年12月1日条例第22号)					
				この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。					

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		<改 正 後>		<修正理由>																																																
<現 行>																																																				
地域防災計画（資料編）－13 1 条例関係 1－8 加東市災害見舞金規則		地域防災計画（資料編）－13 1 条例関係 1－8 加東市災害見舞金規則																																																		
加東市災害見舞金等支給規則		加東市災害見舞金等支給規則																																																		
<略> (定義)		<略> (定義)		・ 条文の適正化 ※現行の条例と整合を図る																																																
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。																																																		
(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害及び火災をいう。		(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害及び火災をいう。																																																		
(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に居住し、住民基本台帳又は外国人登録原票に記載されている者をいう。		(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に居住し、住民基本台帳_____に記録されている者をいう。																																																		
(3) 遺族 加東市災害弔慰金支給等に関する条例（平成18年加東市条例第108号。以下「条例」という。）第4条の規定による者をいう。		(3) 遺族 加東市災害弔慰金支給等に関する条例（平成18年加東市条例第108号。以下「条例」という。）第4条の規定による者をいう。																																																		
(4) 住家 現実に自己の居住のために使用している建物（工場、店舗及び事務所等兼用住宅についてはその居住関係部分、集合住宅等においてはその専用部分をいう。）で、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。		(4) 住家 現実に自己の居住のために使用している建物（工場、店舗及び事務所等兼用住宅についてはその居住関係部分、集合住宅等においてはその専用部分をいう。）で、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。																																																		
<略> _____		<略> _____																																																		
<略> _____		<略> _____																																																		
<略> _____		<略> _____																																																		
<略> _____		<略> _____																																																		
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）		・ 支給金額の改正による修正																																																
(単位 円)		(単位 円)																																																		
<table><tr><th>種別</th><th>支給区分</th><th>金額</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="5">災害見舞金</td><td>住家の全焼、全壊又は流出</td><td>50,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の半焼又は半壊</td><td>30,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の床上浸水</td><td>30,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の床下浸水</td><td>10,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の水損</td><td>30,000</td><td>消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの</td></tr><tr><td>死亡弔慰金</td><td>死亡（1人につき）</td><td>50,000</td><td>負傷後に死亡した者を含む</td></tr></table>		種別	支給区分		金額	摘 要	災害見舞金	住家の全焼、全壊又は流出	50,000		住家の半焼又は半壊	30,000		住家の床上浸水	30,000		住家の床下浸水	10,000		住家の水損	30,000	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの	死亡弔慰金	死亡（1人につき）	50,000	負傷後に死亡した者を含む	<table><tr><th>種別</th><th>支給区分</th><th>金額</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="5">災害見舞金</td><td>住家の全焼、全壊又は流出</td><td>100,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の半焼又は半壊</td><td>50,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の床上浸水</td><td>50,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の床下浸水</td><td>15,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の水損</td><td>30,000</td><td>消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの</td></tr><tr><td>死亡弔慰金</td><td>死亡（1人につき）</td><td>100,000</td><td>負傷後に死亡した者を含む</td></tr></table>		種別	支給区分	金額	摘 要	災害見舞金	住家の全焼、全壊又は流出	100,000		住家の半焼又は半壊	50,000		住家の床上浸水	50,000		住家の床下浸水	15,000		住家の水損	30,000	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの	死亡弔慰金	死亡（1人につき）	100,000	負傷後に死亡した者を含む
種別	支給区分	金額	摘 要																																																	
災害見舞金	住家の全焼、全壊又は流出	50,000																																																		
	住家の半焼又は半壊	30,000																																																		
	住家の床上浸水	30,000																																																		
	住家の床下浸水	10,000																																																		
	住家の水損	30,000	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの																																																	
死亡弔慰金	死亡（1人につき）	50,000	負傷後に死亡した者を含む																																																	
種別	支給区分	金額	摘 要																																																	
災害見舞金	住家の全焼、全壊又は流出	100,000																																																		
	住家の半焼又は半壊	50,000																																																		
	住家の床上浸水	50,000																																																		
	住家の床下浸水	15,000																																																		
	住家の水損	30,000	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの																																																	
死亡弔慰金	死亡（1人につき）	100,000	負傷後に死亡した者を含む																																																	
備考 住家の被害について、2以上の支給区分に該当する場合は、支給額の高い区分を適用する。		備考 住家の被害について、2以上の支給区分に該当する場合は、支給額の高い区分を適用する。																																																		

地域防災計画（資料編）－37

2 災害危険箇所関係

2-11 危険物等施設数一覧

1 危険物許可施設

(平成22年6月1日現在)

区 分		施 設 数
製 造 所		12
貯蔵所	屋内貯蔵所	<u>78</u>
	屋外タンク貯蔵所	<u>61</u>
	屋内タンク貯蔵所	<u>12</u>
	地下タンク貯蔵所	<u>83</u>
	簡易タンク貯蔵所	1
	移動タンク貯蔵所	<u>28</u>
	屋外貯蔵所	<u>18</u>
	小 計	<u>293</u>
取扱所	給油取扱所(営業用)	<u>21</u>
	〃 (自家用)	<u>38</u>
	一般取扱所	<u>63</u>
	小 計	<u>122</u>
合 計		<u>415</u>

地域防災計画（資料編）－37

2 災害危険箇所関係

2-11 危険物等施設数一覧

1 危険物許可施設

(平成30年3月31日現在)

区 分		施 設 数
製 造 所		12
貯蔵所	屋内貯蔵所	<u>74</u>
	屋外タンク貯蔵所	<u>54</u>
	屋内タンク貯蔵所	<u>9</u>
	地下タンク貯蔵所	<u>73</u>
	簡易タンク貯蔵所	1
	移動タンク貯蔵所	<u>25</u>
	屋外貯蔵所	<u>15</u>
	小 計	<u>251</u>
取扱所	給油取扱所 	<u>58</u>
	 うちセルフ	<u>6</u>
	一般取扱所	<u>50</u>
	小 計	<u>108</u>
合 計		<u>371</u>

・数値等の修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

＜現　　行＞

地域防災計画（資料編）－38

2-12 災害履歷

発生年月日	災害の内容	地域	死者(人)	行方不明者(人)	負傷者(人)		住家被害										非住家被害等	備考		
					重傷	軽傷	全壊		大規模半壊		半壊		床上浸水		床下浸水				一部損壊	
							棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯			棟	世帯
S40.9.10～17	台風 23 号 秋雨前線による豪雨及び台風 24 号	社			1	2					2	—	—	80					災害救助法適用	
		滝																災害救助法適用		
		東																災害救助法適用		
<略>	<略>		<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	
H26.8.9～10	台風 11 号	社												2	2			道路被害 5、農地等被害 5		
		滝																非住家被害 4、農地等被害 1 倒木による神社鳥居被害 1		
		東																道路被害 4、農地等被害 11		

地域防災計画（資料編）—38

2-12 災害履歷

[illegible]

＜修正理由＞

・H27 年度以降の災害分を追加

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		<改正後>																		<修正理由>	
<現行>																					
	H29.10.22～23	台風 21号	社																非住家被害3、道路被害31、農地等被害13、公共施設被害27		
			淹										1	1					非住家被害3、道路被害8、農地等被害13、公共施設被害17		
			東														1	1	非住家被害1、道路被害17、農地等被害10、公共施設被害14		
	H30.7.5～7.7	7月豪雨	社											2	2	2	2		非住家被害1道路被害7、農地等被害10		
			淹										4	4	6	6		非住家被害、8道路被害5			
			東																非住家被害1、道路被害10、農地等被害52		
	H30.8.23～24	台風 20号	社																道路被害8、農地等被害3		
			淹																非住家被害2		
			東																非住家被害2、道路被害9、農地等被害12		

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】			<改 正 後>					<修正理由>	
<現 行>									
地域防災計画（資料編）－43									
2-14 水位の観測所									
(1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管									
観測所名	河川名	所 在 地	水 位 設 定 (m)					計画高	
			水防団 待機 (通報)	はん濫 注意 (警戒)	避難 判断 (特別警戒)	はん濫 危険 (<u>危険</u>)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町	1. 50	3. 00	――	――	5. 50		
板波	加古川	西脇市高松町中川原	2. 00	3. 50	<u>4. 40</u>	5. 00	6. 10		
<u>小野前</u>	<u>加古川</u>	<u>丹波市氷上町小野</u>	<u>1. 00</u>	<u>2. 10</u>	――	――	――		
大門	加古川	大門	0. 00	1. 50	――	――	5. 79		
古川第二	東条川	小野市久保木町	1. 00	1. 90	――	――	3. 00		
(2) 県土整備部（社・柏原土木事務所）所管									
観測所名	河川名	所 在 地	水 位 設 定 (m)					計画高	
			水防団 待機 (通報)	はん濫 注意 (警戒)	避難 判断 (特別警戒)	はん濫 危険 (<u>危険</u>)	はん濫 危険 (計画高)		
吉井 <u>下流</u>	東条川	吉井	1. 50	2. 00	<u>2. 70</u>	3. 83	4. 41		
家原	千鳥川	家原	1. 40	<u>2. 36</u>	<u>2. 96</u>	<u>3. 44</u>	3. 81		
上戸田下流	加古川	西脇市上戸田	2. 90	3. 90	4. 50	5. 55	6. 04		
西脇	杉原川	西脇市小坂町宮ノ前	2. 30	3. 30	3. 30	4. 29	5. 30		
中町	杉原川	多可郡多可町中区中村	2. 10	2. 80	2. 80	2. 99	2. 99		
下野間	野間川	多可郡多可町八千代区下野間	1. 60	2. 30	2. 60	3. 43	3. 43		
本郷	加古川	丹波市氷上町本郷	2. 30	3. 30	3. 50	4. 60	――		
西中	加古川	丹波市氷上町西中	2. 90	3. 50	――	――	――		
青垣	加古川	丹波市青垣町佐治	0. 70	1. 00	――	――	――		
上成松	葛野川	丹波市氷上町上成松	2. 20	2. 80	3. 30	3. 70	――		
篠山	篠山川	篠山市糯ヶ坪	1. 80	2. 50	3. 50	4. 10	――		
東本荘	篠山川	篠山市東本荘	2. 10	2. 60	――	――	――		
今田	東条川	篠山市今田町市原	2. 00	2. 40	2. 60	3. 00	――		
宮田	宮田川	篠山市宮田	2. 10	2. 60	3. 10	3. 40	――		
小南	柏原川	丹波市柏原町小南	0. 90	1. 50	1. 60	2. 00	――		
高谷川上流	高谷川	丹波市氷上町稲継	1. 30	1. 90	2. 10	2. 70	――		
高谷川外	高谷川	丹波市氷上町稲継	――	――	――	――	――		
(1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管									
観測所名	河川名	所 在 地	水 位 設 定 (m)					計画高	
			水防団 待機 (通報)	はん濫 注意 (警戒)	避難 判断 ――	はん濫 危険 (特別警戒)	はん濫 危険 (計画高)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町	1. 50	3. 00	――	――	5. 50		
板波	加古川	西脇市高松町中川原	2. 00	3. 50	<u>4. 20</u>	5. 00	6. 10		
<u>――</u>	<u>――</u>	<u>――</u>	<u>――</u>	<u>――</u>	<u>――</u>	<u>――</u>	<u>――</u>		
大門	加古川	大門	0. 00	1. 50	――	――	5. 79		
古川第二	東条川	小野市久保木町	1. 00	1. 90	――	――	3. 00		
(2) 県土整備部（ <u>加東・丹波土木事務所</u> ）所管									
観測所名	河川名	所 在 地	水 位 設 定 (m)					計画高	
			水防団 待機 (通報)	はん濫 注意 (警戒)	避難 判断 ――	はん濫 危険 (特別警戒)	はん濫 危険 (計画高)		
吉井 <u>上流</u>	東条川	吉井	1. 50	2. 00	<u>3. 30</u>	<u>3. 90</u>	4. 41		
家原	千鳥川	家原	1. 40	<u>2. 30</u>	<u>2. 70</u>	<u>3. 10</u>	3. 81		
上戸田下流	加古川	西脇市上戸田	2. 90	3. 90	<u>4. 30</u>	<u>5. 00</u>	6. 04		
西脇	杉原川	西脇市小坂町宮ノ前	2. 30	<u>3. 10</u>	<u>3. 10</u>	<u>3. 80</u>	5. 30		
中町	杉原川	多可郡多可町中区中村	2. 10	<u>2. 50</u>	<u>2. 50</u>	<u>2. 90</u>	2. 99		
下野間 <u>下流</u>	野間川	多可郡多可町八千代区下野間	1. 60	2. 30	<u>2. 80</u>	<u>3. 40</u>	3. 43		
本郷	加古川	丹波市氷上町本郷	2. 30	3. 30	3. 50	4. 60	――		
西中	加古川	丹波市氷上町西中	<u>1. 90</u>	<u>2. 80</u>	――	――	――		
青垣	加古川	丹波市青垣町佐治	<u>1. 30</u>	<u>1. 60</u>	――	――	――		
上成松	葛野川	丹波市氷上町上成松	2. 20	2. 80	<u>3. 20</u>	<u>3. 40</u>	――		
篠山	篠山川	篠山市糯ヶ坪	1. 80	2. 50	<u>3. 00</u>	<u>3. 50</u>	――		
東本荘	篠山川	篠山市東本荘	<u>2. 20</u>	<u>2. 80</u>	――	――	――		
今田	東条川	篠山市今田町市原	2. 00	2. 40	<u>2. 50</u>	<u>2. 90</u>	――		
宮田	宮田川	篠山市宮田	<u>2. 70</u>	<u>3. 20</u>	<u>3. 30</u>	<u>3. 60</u>	――		
小南	柏原川	丹波市柏原町小南	<u>1. 50</u>	<u>1. 80</u>	<u>1. 90</u>	<u>2. 10</u>	――		
高谷川上流	高谷川	丹波市氷上町稲継	<u>1. 40</u>	<u>2. 00</u>	<u>2. 20</u>	2. 70	――		
高谷川外	高谷川	丹波市氷上町稲継	――	――	――	――	――		
・水位設定項目、数値等を修正									

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】			
＜現 行＞		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
地域防災計画（資料編）－46 3 情報収集伝達・広報関係 3-1 災害時の広報文例 広報にあたっては、以下の事項に留意することとする。 ① 災害発生直後には、情報の空白時間帯をつくらないう、_____CATV、広報車、かとう安全安心ネット、ファクシミリ等あらゆる手段を用いて、住民に正確な情報を早く提供する。 ② 災害発生直後には、広報すべき項目が多いため、状況に応じて情報が具体的になるよう心掛けるとともに、必要な事項を取捨選択し何回かに分けてくりかえし情報を提供する。 ③ 広報の頭には必ず「こちらは加東市災害対策本部（対策本部設置前は、加東市です。）により放送を開始し、最後は、「以上、加東市災害対策本部（対策本部設置前は、加東市）からでした。」で終わる。 ④ 広報は、２回繰り返すことをもって１セットとして使用する。 ＜文例一覧＞ 〔文例１〕 台風接近等の警戒広報 〔文例２〕 気象警報の発令 〔文例３〕 水防指令の発令 〔文例４－１〕 地震発生後２時間以内の場合 〔文例４－２〕 地震発生後２時間～６時間の場合 〔文例４－３〕 地震発生後６時間以降の場合 〔文例５〕 火災地区住民への避難準備、避難勧告・指示_____の伝達 〔文例６〕 崖くずれ危険地区住民への避難勧告・指示_____の伝達 〔文例７〕 水災地区住民への避難準備、避難勧告・指示_____の伝達 〔文例８〕 原子力災害時の避難勧告等 〔文例９〕 災害時市民相談窓口の開設 〔文例１０〕 安心情報の伝達 〔文例１１〕 道路状況と交通規制 〔文例１２〕 公共交通機関の運行状況 〔文例１３〕 避難所の開設 〔文例１４〕 救護所の開設状況 〔文例１５〕 応急給水の供給状況 〔文例１６〕 水利用にあたっての住民への協力要請 〔文例１７〕 食糧等の供給 〔文例１８〕 ごみ・し尿の収集状況 〔文例１９〕 防犯・防火の広報 〔文例２０〕 防疫・保健衛生の広報 〔文例２１〕 学校等の再開 〔文例２２〕 電気の復旧状況 〔文例２３〕 水道の復旧状況		地域防災計画（資料編）－46 3 情報収集伝達・広報関係 3-1 災害時の広報文例 広報にあたっては、以下の事項に留意することとする。 ① 災害発生直後には、情報の空白時間帯をつくらないう、防災行政無線、CATV、広報車、かとう安全安心ネット、ファクシミリ等あらゆる手段を用いて、住民に正確な情報を早く提供する。 ② 災害発生直後には、広報すべき項目が多いため、状況に応じて情報が具体的になるよう心掛けるとともに、必要な事項を取捨選択し何回かに分けてくりかえし情報を提供する。 ③ 広報の頭には必ず「こちらは加東市災害対策本部（対策本部設置前は、加東市です。）により放送を開始し、最後は、「以上、加東市災害対策本部（対策本部設置前は、加東市）からでした。」で終わる。 ④ 広報は、２回繰り返すことをもって１セットとして使用する。 ＜文例一覧＞ 〔文例１〕 台風接近等の警戒広報 〔文例２〕 気象警報の発令 〔文例３〕 水防指令の発令 〔文例４－１〕 地震発生後２時間以内の場合 〔文例４－２〕 地震発生後２時間～６時間の場合 〔文例４－３〕 地震発生後６時間以降の場合 〔文例５〕 火災地区住民への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達 〔文例６〕 崖くずれ危険地区住民への避難勧告、避難指示（緊急）の伝達 〔文例７〕 水災地区住民への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達 〔文例８〕 原子力災害時の避難勧告等 〔文例９〕 災害時市民相談窓口の開設 〔文例１０〕 安心情報の伝達 〔文例１１〕 道路状況と交通規制 〔文例１２〕 公共交通機関の運行状況 〔文例１３〕 避難所の開設 〔文例１４〕 救護所の開設状況 〔文例１５〕 応急給水の供給状況 〔文例１６〕 水利用にあたっての住民への協力要請 〔文例１７〕 食糧等の供給 〔文例１８〕 ごみ・し尿の収集状況 〔文例１９〕 防犯・防火の広報 〔文例２０〕 防疫・保健衛生の広報 〔文例２１〕 学校等の再開 〔文例２２〕 電気の復旧状況 〔文例２３〕 水道の復旧状況	・防災行政無線を追加 ・水防計画で定める事務分掌のうち、「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H29.1改定）及び「平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」を踏まえた避難に関連する取組及び避難準備情報等の名称の変更について」（以下「避難勧告等の改定」という。）」に基づき、「避難準備情報、避難勧告・指示」を「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」に文言修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
〔文例２４〕電話の復旧状況 〔文例２５〕道路の復旧状況 〔文例２６〕バスの運行状況		〔文例２４〕電話の復旧状況 〔文例２５〕道路の復旧状況 〔文例２６〕バスの運行状況	
〔文例５〕火災地区住民への避難準備、避難勧告・指示_____の伝達 《避難準備_____》 ●緊急放送。緊急放送。こちらは加東市災害対策本部です。火災情報をお知らせします。 ・〇〇地区周辺で火災が発生しました。 ・火災は、現在〇〇方向へ燃え広がっていますので、避難の準備をしてください。（〇〇地区の火災は、〇〇方向へ燃え広がる危険があります。） ・飛び火には十分注意をしてください。 ・お年寄りや子供さんなどは、安全な〇〇（小学校、中学校、公民館）へ早めに避難してください。 ・火の元を消してください。 ・避難する際の荷物は、肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手はあけておきましょう。くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部からでした。 《避難勧告・指示_____》 ●緊急放送。緊急放送。こちらは加東市災害対策本部です。 ・避難勧告（指示）_____が出されました。〇〇地域の方は全員〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。 ・火災は、現在〇〇方面へ燃え広がっております。〇〇地区の方は〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。 ・火災はさらに広がるようです。〇〇〇〇へ早めに避難してください。なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部からでした。（住民の避難が完了するまで繰り返すこと）		〔文例５〕火災地区住民への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）_____の伝達 《避難準備・高齢者等避難開始_____》 ●緊急放送。緊急放送。こちらは加東市災害対策本部です。火災情報をお知らせします。 ・〇〇地区周辺で火災が発生しました。 ・火災は、現在〇〇方向へ燃え広がっていますので、避難の準備をしてください。（〇〇地区の火災は、〇〇方向へ燃え広がる危険があります。） ・飛び火には十分注意をしてください。 ・お年寄りや子供さんなどは、安全な〇〇（小学校、中学校、公民館）へ早めに避難してください。 ・火の元を消してください。 ・避難する際の荷物は、肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手はあけておきましょう。くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部からでした。 《避難勧告、避難指示（緊急）_____》 ●緊急放送。緊急放送。こちらは加東市災害対策本部です。 ・避難勧告、避難指示（緊急）_____が出されました。〇〇地域の方は全員〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。 ・火災は、現在〇〇方面へ燃え広がっております。〇〇地区の方は〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。 ・火災はさらに広がるようです。〇〇〇〇へ早めに避難してください。なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部からでした。（住民の避難が完了するまで繰り返すこと）	・避難勧告等の改定による修正
〔文例６〕土砂災害警戒地区住民等への避難勧告・指示_____の伝達 《避難勧告・指示_____》 ●緊急放送。緊急放送。こちらは加東市災害対策本部です。土砂災害の警戒に関する情報をお知らせします。 ・〇〇地区は、土砂災害のため危険となり避難勧告（指示）_____が出されましたので、〇〇地区の方は全員〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。 ・避難勧告（指示）_____が出されました。〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部からでした。（住民の避難が完了するまで繰り返すこと）		〔文例６〕土砂災害警戒地区住民等への避難勧告、避難指示（緊急）_____の伝達 《避難勧告、避難指示（緊急）_____》 ●緊急放送。緊急放送。こちらは加東市災害対策本部です。土砂災害の警戒に関する情報をお知らせします。 ・〇〇地区は、土砂災害のため危険となり避難勧告、避難指示（緊急）_____が出されましたので、〇〇地区の方は全員〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。 ・避難勧告、避難指示（緊急）_____が出されました。〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部からでした。（住民の避難が完了するまで繰り返すこと）	・避難勧告等の改定による修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】			
＜現　　行＞		＜改　　正　　後＞	＜修正理由＞
[文例 7] 浸水危険地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達 《避難準備》 ●こちらは加東市災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。 ・堤防の決壊によって、〇〇地区付近は危険な状態になってきておりますので、避難の準備をしてください。 ・お年寄りや子供さんなどは、安全な〇〇（小学校、中学校、公民館）へ早めに避難してください。 ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。 ・火の元を消してください。 くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部でした。 《避難勧告・指示》 ●緊急放送。緊急放送。こちらは加東市災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。 ・この地区は水害のおそれがあるため避難勧告（指示）が 出されました。〇〇地区の方は全員〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。 ・避難勧告（指示）が 出されました。〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。 ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。 くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部からでした。 (住民の避難が完了するまで繰り返すこと)		[文例 7] 浸水危険地区住民への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達 《避難準備・高齢者等避難開始》 ●こちらは加東市災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。 ・堤防の決壊によって、〇〇地区付近は危険な状態になってきておりますので、避難の準備をしてください。 ・お年寄りや子供さんなどは、安全な〇〇（小学校、中学校、公民館）へ早めに避難してください。 ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。 ・火の元を消してください。 くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部でした。 《避難勧告、避難指示（緊急）》 ●緊急放送。緊急放送。こちらは加東市災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。 ・この地区は水害のおそれがあるため避難勧告、避難指示（緊急）が 出されました。〇〇地区の方は全員〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。 ・避難勧告、避難指示（緊急）が 出されました。〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。 ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。 くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部からでした。 (住民の避難が完了するまで繰り返すこと)	・避難勧告等の改定による修正
[文例 8] 原子力災害時の避難勧告等 ●緊急放送、緊急放送、こちらは加東市災害対策本部です。 ・原子力災害による避難勧告（指示）が発令。 ・〇〇地区に避難勧告（指示）を発令しました。 ・〇〇時〇〇分頃、〇〇道路〇〇付近において、核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。 ・今後、この地域では放射能による汚染が予想されますので、〇〇地区の住民は直ちに〇〇又は〇〇地区以外の屋内へ避難してください。 ・毛布、着替え、食料、水などを持参してください。 くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部からでした。		[文例 8] 原子力災害時の避難勧告等 ●緊急放送、緊急放送、こちらは加東市災害対策本部です。 ・原子力災害による避難勧告、避難指示（緊急）が発令。 ・〇〇地区に避難勧告、避難指示（緊急）を発令しました。 ・〇〇時〇〇分頃、〇〇道路〇〇付近において、核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。 ・今後、この地域では放射能による汚染が予想されますので、〇〇地区の住民は直ちに〇〇又は〇〇地区以外の屋内へ避難してください。 ・毛布、着替え、食料、水などを持参してください。 くりかえしてお知らせします。……………以上、加東市災害対策本部からでした。	・避難勧告等の改定による修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】			<改 正 後>			<修正理由>			
<現 行>									
地域防災計画（資料編）－57						・ 機関名等の修正、追加			
3-2 関係機関等の連絡先一覧									
【県】									
機 関 名		所 在 地	機 関 名		所 在 地				電 話 番 号
兵庫県庁		神戸市中央区下山手5-10-1	兵庫県庁		神戸市中央区下山手5-10-1				078-341-7711
	企画管理部防災企画局 災害対策課			企画県民部災害対策局 災害対策課					078-362-9988
兵庫県広域防災センター		三木市志染町御坂1-19	兵庫県広域防災センター		三木市志染町御坂1-19				0794-87-2920
人と防災未来センター		神戸市中央区脇浜海岸1-5-2	人と防災未来センター		神戸市中央区脇浜海岸1-5-2				078-262-5050
兵庫県消防防災航空隊		神戸市中央区港島中町8-1	兵庫県消防防災航空隊		神戸市中央区神戸空港8-12				078-303-1192
神戸市消防局警防部司令課		神戸市中央区加納町6-5-1	神戸市消防局警防部司令課		神戸市中央区加納町6-5-1				(ℎ)要請専用) 078-331-0986
_____			*昼間 (9:00～17:30)						FAX 078-331-0987
_____			兵庫県災害対策本部事務局						(ℎ)要請) 078-362-9900～9902 FAX 078-362-9911
_____			県立加古川医療センター						(ℎ)要請) 079-497-7000(代) FAX 079-438-8800
_____			*昼間、救急搬送のみ						
兵庫県社総合庁舎		社1075-2	兵庫県社総合庁舎		社1075-2				42-5111
(北播磨県民局)	総務防災課		(北播磨県民局)	総務防災課					42-9308
	加東健康福祉事務所			加東健康福祉事務所					42-4362
	_____			(健康管理関係)					42-9488
	_____			(地域保健関係)					
	加東農林振興事務所			加東農林振興事務所					42-9422
	_____			(農政関係)					42-9423
	_____			(森林関係)					
加古川流域土地改良事務所		_____	加古川流域土地改良事務所		三木市宿原寺ノ前70(三木庁舎)				0794-82-9828
加東土木事務所			加東土木事務所			42-9388			
_____			(管理関係)			42-6936			
_____			(河川砂防関係)						
北播磨教育事務所			_____						
_____			播磨東教育事務所		加古川市加古川町寺家町天神木97-1 (加古川総合庁舎)	079-421-1101			
兵庫県社警察署		社1075-2	兵庫県加東警察署		社1075-2	42-0110			
【自衛隊】									
機 関 名		所 在 地	機 関 名		所 在 地	電 話 番 号			
陸上自衛隊 青野原駐屯地 第8高射特科群第340高射中隊		小野市桜台1	陸上自衛隊 青野原駐屯地 第8高射特科群第340高射中隊		小野市桜台1	0794-66-7301			
陸上自衛隊 第3特科隊第3中隊		姫路市峰南町1-70	陸上自衛隊 第3特科隊第3中隊		姫路市峰南町1-70	079-222-4001			
自衛隊兵庫地方協力本部		神戸市中央区波止場町1-1	自衛隊兵庫地方協力本部		神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3	078-261-9777			

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】			<改 正 後>			<修正理由>		
<現 行>								
【消防】			【消防】			・ 機関名等の修正		
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号			
北はりま消防組合加東消防署	上中3-25	42-0119	北はりま消防組合加東消防署	上中778-52	42-0119			
北はりま消防組合加東消防署東条分署	森870-3	47-0119	北はりま消防組合加東消防署東条出張所	天神129	47-0119			
【指定地方行政機関】			【指定地方行政機関】					
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号			
近畿管区警察局	大阪市中心区大手前2-1-22	06-6944-1234	近畿管区警察局	大阪市中心区谷町2-1-17	06-6944-1234			
<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>			
近畿農政局 （兵庫農政事務所地域第四課）	社490-66	42-2411	近畿農政局 （兵庫県拠点）	神戸市中心区海岸通29	078-331-9941			
<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>			
近畿地方環境事務所	大阪市中心区大手前1-7-31	06-7942-0700	近畿地方環境事務所	大阪市中心区大手前1-7-31	06-4792-0700			
【指定公共機関】			【指定公共機関】					
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号			
日本放送協会 （神戸放送局）	神戸市中心区中山手通2-24-7	078-252-5000	日本放送協会 （神戸放送局）	神戸市中心区中山手通2-24-7	078-252-5000			
西日本旅客鉄道株式会社 （神戸支社）	神戸市中心区東川崎 1 丁目3-2	078-360-4026	西日本旅客鉄道株式会社 （神戸支社）	神戸市中心区東川崎 1 丁目3-2	078-360-4026			
日本通運株式会社 （西脇支店）	西脇市野村町501	22-3001	日本通運株式会社 （西脇事業所）	西脇市平野町522-5	22-3001			
西日本電信電話株式会社 （兵庫支店）	神戸市中心区海岸通11番	078-362-0354	西日本電信電話株式会社 （兵庫支店）	神戸市中心区海岸通11番	078-362-0354			
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-6	03-3500-8111	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	03-6700-3000			
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社 （兵庫支店）	神戸市中心区小野柄通4-1-22	078-231-5755	株式会社NTTドコモ関西支社	大阪市中心区梅田1-10-1	06-3347-0077			
KDDI株式会社 （関西支社）	大阪市中心区城見2-2-72	06-6944-7204	KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2-3-2	03-3347-0077			
関西電力株式会社 （姫路支店） （社営業所） （神戸支店） （三田営業所）	姫路市南車崎2丁目1番2号 社1446-1 神戸市中心区加納町6-2-1 三田市福島字宮野前501-26	079-292-3131 0800-777-8085 078-391-7211 0800-777-8047	関西電力株式会社 （社配電営業所）	 社1446-1	 0800-777-8085			
大阪ガス株式会社 （導管事業部兵庫導管部）	神戸市中心区港島中町4-5-3	078-303-7777	大阪ガス株式会社 （導管事業部兵庫導管部）	神戸市中心区港島中町4-5-3	078-303-7725			
日本郵便株式会社 （社郵便局）	社1738-67	42-2200	日本郵便株式会社 （社郵便局）	社1738-67	42-2200			
西日本高速道路(株) 関西支社 （福崎管理事務所）	神崎郡福崎町大字西田原2023	0790-22-4915	西日本高速道路(株) 関西支社 （福崎高速道路事務所）	神崎郡福崎町西田原2023	0790-22-4915			
日本赤十字社 （兵庫県支部）	神戸市中心区脇浜海岸通1-4-5	078-241-9889	日本赤十字社 （兵庫県支部）	神戸市中心区脇浜海岸通1-4-5	078-241-9889			
日本銀行 （神戸支店）	神戸市中心区京町81	078-334-1111	日本銀行 （神戸支店）	神戸市中心区京町81	078-334-1111			

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】			<改 正 後>			<修正理由>		
<現 行>								
【指定地方公共機関】			【指定地方公共機関】			・機関名等の修正		
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号			
株式会社サンテレビジョン	神戸市中央区港島中町6-9-1	078-303-3130	株式会社サンテレビジョン	神戸市中央区港島中町6-9-1	078-303-3130			
兵庫エフエム放送株式会社	神戸市中央区波止場町5-4	<u>078-322-1001</u>	兵庫エフエム放送株式会社	神戸市中央区波止場町5-4	<u>078-322-0899</u>			
株式会社ラジオ関西	神戸市中央区東川崎町1-5-7	078-362-7373	株式会社ラジオ関西	神戸市中央区東川崎町1-5-7	078-362-7373			
神姫バス株式会社 (西脇営業所) (社出張所)	西脇市下戸田270-58 社777-21	22-2786 42-0057	神姫バス株式会社 (西脇営業所) (社出張所)	西脇市下戸田270-58 社777-21	22-2786 42-0057			
一般社団法人兵庫県トラック協会	神戸市灘区大石東町2丁目4-27	078-882-5556	一般社団法人兵庫県トラック協会 (北播支部)	神戸市灘区大石東町2丁目4-27 西脇市落方町8-15	078-882-5556 27-1056			
一般社団法人兵庫県L P ____協会 (東播支部)	神戸市中央区 <u>中山手通7-28-33</u> <u>加古川市</u>	<u>078-361-8068</u>	一般社団法人兵庫県L P <u>ガス</u> 協会	神戸市中央区 <u>下山手通6-3-28</u>	<u>078-361-8064</u>			
一般社団法人兵庫県医師会	神戸市中央区 <u>中山手通6丁目1-30</u>	<u>078-371-4114</u>	一般社団法人兵庫県医師会	神戸市中央区 <u>磯上通6-1-11</u>	<u>078-231-4114</u>			
兵庫県道路公社	神戸市中央区中山手通4丁目18-2	078-232-9633	兵庫県道路公社	神戸市中央区中山手通4丁目18-2	078-232-9633			
<略>			<略>					
【公共的団体等】			【公共的団体等】					
団 体 名 等	所 在 地	電 話 番 号	団 体 名 等	所 在 地	電 話 番 号			
加東市社会福祉協議会	社26	42-2006	加東市社会福祉協議会	社26	42-2006			
加東市商工会	社717-1	42-0253	加東市商工会	社717-1	42-0253			
____小野市加東市医師会	小野市中町323-13	0794-62-5280	<u>一般社団法人</u> 小野市加東市医師会	小野市中町323-13	0794-62-5280			
____兵庫県歯科医師会	神戸市中央区山本通5-7-18	078-351-4181	<u>一般社団法人</u> 兵庫県歯科医師会	神戸市中央区山本通5-7-18	078-351-4181			
____兵庫県薬剤師会	神戸市中央区下山手通6-4-3	078-341-7585	<u>一般社団法人</u> 兵庫県薬剤師会	神戸市中央区下山手通6-4-3	078-341-7585			
東 播 獣 医師会	<u>従野獣医科医院</u>	<u>社1386-12</u>	____	____	____			
	渡辺動物病院	社1177-2	渡辺動物病院	社1177-2	42-9900			
	アリス動物病院	上中1-62	アリス動物病院	上中1-62	43-0203			
	中野動物クリニック	高岡489-1	中野動物クリニック	高岡489-1	45-9501			
	____	____	<u>このみ動物病院</u>	<u>南山3-1-2</u>	<u>21-6182</u>			
【応急対策業務協定等団体】			【応急対策業務協定等団体】					
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号			
みのり農業協同組合			みのり農業協同組合					
本店	社1777-1	42-5141	本店	社1777-1	42-5141			
社支店	社1777-1	42-2016	社支店	社1777-1	42-2016			
滝野支店	上滝野2426	48-3141	滝野支店	上滝野2426	48-3141			
東条支店	天神277-1	47-1155	東条支店	天神277-1	47-1155			
加東営農経済センター	<u>社338</u>	40-0050	加東営農経済センター	<u>貝原287</u>	40-0050			
滝野営農経済センター	上滝野2426	48-3141	滝野営農経済センター	上滝野2426	48-3141			
東条営農経済センター	天神277-1	47-1191	東条営農経済センター	天神277-1	47-1191			
滝野給油所	上滝野660-1	48-2541	滝野給油所	上滝野660-1	48-2541			
岩屋給油所	岩屋2-3	46-1265	岩屋給油所	岩屋2-3	46-1265			
株式会社エーコープ近畿 滝野店	上滝野812	48-2269	株式会社エーコープ近畿 滝野店	上滝野812	48-2269			

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】			<改 正 後>			<修正理由>	
<現 行>							
株式会社銀ビルストアー ボンマルシェ社店	社338	42-4391	株式会社銀ビルストアー ボンマルシェ社店	社338	42-4391		・機関名等の修正
イオン株式会社イオン社店	社1126-1	40-2300	イオン株式会社イオン社店	社1126-1	40-2300		
マックスバリュ西日本株式会社 社店 東条店	梶原333-1 <u>岩屋204-1</u>	42-4520 <u>46-2000</u>	マックスバリュ西日本株式会社 社店 東条店	梶原333-1 <u>椅鹿谷323</u>	42-4520 <u>47-6870</u>		
コーナン商事株式会社 ホームストック東条店	岩屋197-1	40-8558	コーナン商事株式会社 ホームストック東条店	岩屋197-1	40-8558		
株式会社ジュンテンドー社店	上中333-1	40-2038	株式会社ジュンテンドー社店	上中333-1	40-2038		
【その他関係機関等】 〔交通機関等〕（指定公共機関、指定地方公共機関を除く） (1) タクシー			【その他関係機関等】 〔交通機関等〕（指定公共機関、指定地方公共機関を除く） (1) タクシー				
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号		
<u>播州交通株式会社</u>	社130 1	<u>42-0115</u>	<u>ファイブスタータクシー株式会社</u> <u>(社営業所)</u>	社130 1	<u>0120-720-846</u>		
<u>日本交通株式会社</u> <u>(社営業所)</u>	<u>社1304-3</u>	<u>42-0521</u>	<u> </u>				

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

地域防災計画（資料編）－63

3－3 気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
(略)	(略)	(略)	(略)
5弱	大半の人が、恐怖を覚え物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の <u>多く</u> が倒れる。固定していない家具が移動することがあり不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。ブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する <u>こと</u> もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない <u>重い</u> 家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないうと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり <u>たお</u> れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

<改 正 後>

地域防災計画（資料編）－63

3－3 気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
(略)	(略)	(略)	(略)
5弱	大半の人が、恐怖を覚え物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の 大半 が倒れる。固定していない家具が移動することがあり不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。ブロック塀が崩れることがある。据 え 付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する 車 もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない 重い 家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないうと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり 倒 れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

・字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		<改 正 後>		<修正理由>																																									
<現 行>																																													
地域防災計画（資料編）－80 4 応援協定関係 4－1 主な協定一覧 【市】		地域防災計画（資料編）－80 4 応援協定関係 4－1 主な協定一覧 【市】		・新たな協定の追加、協定先の修正																																									
<table><tr><th>協 定 名</th><th>協 定 先</th></tr><tr><td>兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定</td><td>兵庫県・県内市町</td></tr><tr><td>義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定</td><td>砂川市・一関市・<u>米沢市</u>・笠間市・桜川市・大田原市・藤岡市・千代田区・港区・新宿区・墨田区・新発田市・諏訪市・<u>吉良町</u>・<u>幡豆町</u>・大津市・野洲市・相生市・豊岡市・赤穂市・加西市・篠山市・三次市・山鹿市</td></tr><tr><td>東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定</td><td>明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町・三木市・小野市・加西市・西脇市・多可町</td></tr><tr><td>兵庫県水道災害相互応援に関する協定</td><td>兵庫県・県内市町・各水道企業団等</td></tr><tr><td>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</td><td>兵庫県・県内市町及び関係一部事務組合</td></tr><tr><td>兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定</td><td>兵庫県・自治体病院開設市町等（兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院所在市町及び組合）</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>		協 定 名	協 定 先			兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県・県内市町	義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	砂川市・一関市・ <u>米沢市</u> ・笠間市・桜川市・大田原市・藤岡市・千代田区・港区・新宿区・墨田区・新発田市・諏訪市・ <u>吉良町</u> ・ <u>幡豆町</u> ・大津市・野洲市・相生市・豊岡市・赤穂市・加西市・篠山市・三次市・山鹿市	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町・三木市・小野市・加西市・西脇市・多可町	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町・各水道企業団等	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町及び関係一部事務組合	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	兵庫県・自治体病院開設市町等（兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院所在市町及び組合）	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<table><tr><th>協 定 名</th><th>協 定 先</th></tr><tr><td>兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定</td><td>兵庫県・県内市町</td></tr><tr><td>義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定</td><td>砂川市・一関市・<u> </u>・笠間市・桜川市・大田原市・藤岡市・千代田区・港区・新宿区・墨田区・新発田市・諏訪市・<u>西尾市</u>・大津市・野洲市・相生市・豊岡市・赤穂市・加西市・篠山市・三次市・山鹿市</td></tr><tr><td>東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定</td><td>明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町・三木市・小野市・加西市・西脇市・多可町</td></tr><tr><td>兵庫県水道災害相互応援に関する協定</td><td>兵庫県・県内市町・各水道企業団等</td></tr><tr><td>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</td><td>兵庫県・県内市町及び関係一部事務組合</td></tr><tr><td>兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定</td><td>兵庫県・自治体病院開設市町等（兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院所在市町及び組合）</td></tr><tr><td><u>災害時等の応援に関する申し合わせ</u></td><td><u>近畿地方整備局</u></td></tr><tr><td><u>播磨広域防災連携協定</u></td><td><u>姫路市・相生市・加古川市・小野市・赤穂市・西脇市・三木市・高砂市・加西市・宍粟市・たつの市・明石市・多可町・稲美町・播磨町・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町</u></td></tr><tr><td><u>災害時相互応援協定</u></td><td><u>京都府宇治田原町</u></td></tr></table>		協 定 名	協 定 先	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県・県内市町	義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	砂川市・一関市・ <u> </u> ・笠間市・桜川市・大田原市・藤岡市・千代田区・港区・新宿区・墨田区・新発田市・諏訪市・ <u>西尾市</u> ・大津市・野洲市・相生市・豊岡市・赤穂市・加西市・篠山市・三次市・山鹿市	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町・三木市・小野市・加西市・西脇市・多可町	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町・各水道企業団等	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町及び関係一部事務組合	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	兵庫県・自治体病院開設市町等（兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院所在市町及び組合）	<u>災害時等の応援に関する申し合わせ</u>	<u>近畿地方整備局</u>	<u>播磨広域防災連携協定</u>	<u>姫路市・相生市・加古川市・小野市・赤穂市・西脇市・三木市・高砂市・加西市・宍粟市・たつの市・明石市・多可町・稲美町・播磨町・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町</u>	<u>災害時相互応援協定</u>	<u>京都府宇治田原町</u>
協 定 名	協 定 先																																												
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県・県内市町																																												
義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	砂川市・一関市・ <u>米沢市</u> ・笠間市・桜川市・大田原市・藤岡市・千代田区・港区・新宿区・墨田区・新発田市・諏訪市・ <u>吉良町</u> ・ <u>幡豆町</u> ・大津市・野洲市・相生市・豊岡市・赤穂市・加西市・篠山市・三次市・山鹿市																																												
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町・三木市・小野市・加西市・西脇市・多可町																																												
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町・各水道企業団等																																												
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町及び関係一部事務組合																																												
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	兵庫県・自治体病院開設市町等（兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院所在市町及び組合）																																												
_____	_____																																												
_____	_____																																												
_____	_____																																												
協 定 名	協 定 先																																												
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県・県内市町																																												
義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	砂川市・一関市・ <u> </u> ・笠間市・桜川市・大田原市・藤岡市・千代田区・港区・新宿区・墨田区・新発田市・諏訪市・ <u>西尾市</u> ・大津市・野洲市・相生市・豊岡市・赤穂市・加西市・篠山市・三次市・山鹿市																																												
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町・三木市・小野市・加西市・西脇市・多可町																																												
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町・各水道企業団等																																												
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町及び関係一部事務組合																																												
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	兵庫県・自治体病院開設市町等（兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院所在市町及び組合）																																												
<u>災害時等の応援に関する申し合わせ</u>	<u>近畿地方整備局</u>																																												
<u>播磨広域防災連携協定</u>	<u>姫路市・相生市・加古川市・小野市・赤穂市・西脇市・三木市・高砂市・加西市・宍粟市・たつの市・明石市・多可町・稲美町・播磨町・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町</u>																																												
<u>災害時相互応援協定</u>	<u>京都府宇治田原町</u>																																												
【消防】		【消防】																																											
<table><tr><td>兵庫県広域消防相互応援協定</td><td>県内関係市町及び消防関係組合</td></tr><tr><td>（隣接市等）消防相互応援協定</td><td>小野市・三木市・加西市・篠山市・三田市・<u>西脇多可行政事務組合</u></td></tr><tr><td>中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定</td><td>川西市・伊丹市・宝塚市・西宮市・三田市・神戸市・三木市・<u>加西市・中播消防事務組合・宍粟市・佐用町</u></td></tr></table>		兵庫県広域消防相互応援協定	県内関係市町及び消防関係組合	（隣接市等）消防相互応援協定	小野市・三木市・加西市・篠山市・三田市・ <u>西脇多可行政事務組合</u>	中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	川西市・伊丹市・宝塚市・西宮市・三田市・神戸市・三木市・ <u>加西市・中播消防事務組合・宍粟市・佐用町</u>	<table><tr><td>兵庫県広域消防相互応援協定</td><td>県内関係市町及び消防関係組合</td></tr><tr><td>（隣接市等）消防相互応援協定</td><td>小野市・三木市・加西市・篠山市・三田市・<u>西脇市・姫路市・加古川市・朝来市・丹波市</u></td></tr><tr><td>中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定</td><td>川西市・伊丹市・宝塚市・西宮市・三田市・神戸市・三木市・<u>北はりま消防組合・姫路市・西はりま消防組合</u></td></tr></table>		兵庫県広域消防相互応援協定	県内関係市町及び消防関係組合	（隣接市等）消防相互応援協定	小野市・三木市・加西市・篠山市・三田市・ <u>西脇市・姫路市・加古川市・朝来市・丹波市</u>	中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	川西市・伊丹市・宝塚市・西宮市・三田市・神戸市・三木市・ <u>北はりま消防組合・姫路市・西はりま消防組合</u>																														
兵庫県広域消防相互応援協定	県内関係市町及び消防関係組合																																												
（隣接市等）消防相互応援協定	小野市・三木市・加西市・篠山市・三田市・ <u>西脇多可行政事務組合</u>																																												
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	川西市・伊丹市・宝塚市・西宮市・三田市・神戸市・三木市・ <u>加西市・中播消防事務組合・宍粟市・佐用町</u>																																												
兵庫県広域消防相互応援協定	県内関係市町及び消防関係組合																																												
（隣接市等）消防相互応援協定	小野市・三木市・加西市・篠山市・三田市・ <u>西脇市・姫路市・加古川市・朝来市・丹波市</u>																																												
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	川西市・伊丹市・宝塚市・西宮市・三田市・神戸市・三木市・ <u>北はりま消防組合・姫路市・西はりま消防組合</u>																																												
【関係団体等】		【関係団体等】																																											
<table><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>緊急時における生活物資確保に関する協定</td><td>㈱銀ビルストアー ボンマルシェ社店・イオン㈱西日本カンパニー・マックスバリュ西日本㈱・コーナン商事㈱ホームストック東条店・㈱エーコープ近畿・㈱ジュンテンドー・みのり農業協同組合</td></tr><tr><td>災害時における応急対策業務に関する協定</td><td>加東建設業協会</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>		_____	_____	緊急時における生活物資確保に関する協定	㈱銀ビルストアー ボンマルシェ社店・イオン㈱西日本カンパニー・マックスバリュ西日本㈱・コーナン商事㈱ホームストック東条店・㈱エーコープ近畿・㈱ジュンテンドー・みのり農業協同組合	災害時における応急対策業務に関する協定	加東建設業協会	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<table><tr><td><u>災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定</u></td><td><u>(福)加東市社会福祉協議会</u></td></tr><tr><td>緊急時における生活物資確保に関する協定</td><td>㈱銀ビルストアー ボンマルシェ社店・イオン㈱西日本カンパニー・マックスバリュ西日本㈱・コーナン商事㈱ホームストック東条店・㈱エーコープ近畿・㈱ジュンテンドー・みのり農業協同組合</td></tr><tr><td>災害時における応急対策業務に関する協定</td><td>加東建設業協会</td></tr><tr><td><u>災害時等における相互協力に関する協定</u></td><td><u>西日本高速道路株式会社関西支社福崎高速道路事務所</u></td></tr><tr><td><u>災害時における災害救助犬およびセラピードッグの出動に関する協定</u></td><td><u>NPO法人日本レスキュー協会</u></td></tr><tr><td><u>災害時における物資提供等の協力に関する協定</u></td><td><u>王子コンテナ株式会社兵庫工場</u></td></tr></table>		<u>災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定</u>	<u>(福)加東市社会福祉協議会</u>	緊急時における生活物資確保に関する協定	㈱銀ビルストアー ボンマルシェ社店・イオン㈱西日本カンパニー・マックスバリュ西日本㈱・コーナン商事㈱ホームストック東条店・㈱エーコープ近畿・㈱ジュンテンドー・みのり農業協同組合	災害時における応急対策業務に関する協定	加東建設業協会	<u>災害時等における相互協力に関する協定</u>	<u>西日本高速道路株式会社関西支社福崎高速道路事務所</u>	<u>災害時における災害救助犬およびセラピードッグの出動に関する協定</u>	<u>NPO法人日本レスキュー協会</u>	<u>災害時における物資提供等の協力に関する協定</u>	<u>王子コンテナ株式会社兵庫工場</u>																		
_____	_____																																												
緊急時における生活物資確保に関する協定	㈱銀ビルストアー ボンマルシェ社店・イオン㈱西日本カンパニー・マックスバリュ西日本㈱・コーナン商事㈱ホームストック東条店・㈱エーコープ近畿・㈱ジュンテンドー・みのり農業協同組合																																												
災害時における応急対策業務に関する協定	加東建設業協会																																												
_____	_____																																												
_____	_____																																												
_____	_____																																												
<u>災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定</u>	<u>(福)加東市社会福祉協議会</u>																																												
緊急時における生活物資確保に関する協定	㈱銀ビルストアー ボンマルシェ社店・イオン㈱西日本カンパニー・マックスバリュ西日本㈱・コーナン商事㈱ホームストック東条店・㈱エーコープ近畿・㈱ジュンテンドー・みのり農業協同組合																																												
災害時における応急対策業務に関する協定	加東建設業協会																																												
<u>災害時等における相互協力に関する協定</u>	<u>西日本高速道路株式会社関西支社福崎高速道路事務所</u>																																												
<u>災害時における災害救助犬およびセラピードッグの出動に関する協定</u>	<u>NPO法人日本レスキュー協会</u>																																												
<u>災害時における物資提供等の協力に関する協定</u>	<u>王子コンテナ株式会社兵庫工場</u>																																												

<略>

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】 ＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
	4-2-9 災害時等の応援に関する申し合わせ 災害時等の応援に関する申し合わせ 国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と加東市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。 （目的） 第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。 （応援の実施時期） 第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。 一 加東市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合 二 その他甲または乙が必要とする場合 （応援の内容） 第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。 一 情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む。） 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。） 三 災害に係る専門家の派遣 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣 六 通行規制等の措置 七 その他必要な事項 （リエゾンの派遣） 第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。 なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。 （リエゾンの受け入れ） 第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。 （緊急災害対策派遣隊の派遣） 第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。 なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。 （緊急災害対策派遣隊の受け入れ） 第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。 （緊急災害対策派遣隊の報告） 第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。 （平素の協力） 第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。 （その他）	・協定の追加

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
＜現	行＞		
		第 10 条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。 平成 2 4 年 7 月 1 1 日 甲 近畿地方整備局長 上 総 周 平 乙 加 東 市 長 安 田 正 義 4-2-10 播磨広域防災連携協定 播磨広域防災連携協定 (趣旨) 第 1 条 この協定は、播磨地域 1 2 市 9 町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。 (連絡担当部局) 第 2 条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。 (応援の事項) 第 3 条 応援の事項は、次のとおりとする。 (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項 (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項 (3) 被災者の受入れに関する事項 (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項 (応援の要請) 第 4 条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。 (1) 被害の状況 (2) 前条第 1 号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等 (3) 前条第 2 号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員 (4) 応援の場所及びその場所への経路 (5) 応援を必要とする期間 (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。 (応援の実施) 第 5 条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。 (応援の自主出動等) 第 6 条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡がとれない場合には、第 4 条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第 4 条に定める応援要請があつ	・協定の追加

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
＜現 行＞			
_____		たものとみなす。	・協定の追加
_____		（応援のため派遣された職員の指揮）	
		第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。	
_____		（応援経費の負担）	
		第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。	
_____		2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。	
_____		3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。	
_____		（平常時の活動）	
		第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。	
_____		(1) 連絡会の開催	
_____		(2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換	
_____		(3) 救援に必要な物資等の情報交換	
_____		(4) その他災害時の相互応援に必要な事項	
_____		（広域防災対策）	
		第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。	
_____		（他の協定との関係）	
_____		第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。	
_____		（実施の細目）	
		第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。	
_____		（補則）	
		第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。	
_____		附 則	
_____		1 この協定は、平成24年（2012年）8月30日から効力を生じるものとする。	
_____		2 播磨広域防災連携協定（平成24年（2012年）5月29日締結）は、廃止する。	
_____		上記協定締結の証として本協定書を21通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。	
_____		平成24年（2012年）8月30日	
_____		（以下、協定締結者名等は省略）	
_____		4-2-11 兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互応援協定書	

_____		兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互応援協定書	

_____		兵庫県加東市と京都府宇治田原町（以下「協定市町」という。）とは、協定市町のいずれかの地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。	
_____		（応援活動の内容）	
		第1条 応援活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。	
_____		（1）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供	
_____		（2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供	

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】 ＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
	(3) 救援及び救助活動に必要な車両などの提供 (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供 (6) ボランティアの斡旋 (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項 (応援要請の手続)	
	第2条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして、第6条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。 (1) 被害の状況 (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項 (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員、その他必要な事項 (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項 (5) 応援場所及び応援場所への経路 (6) 応援を必要とする期間 (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項 (自主的応援出動)	
	第3条 応援を行おうとする市町は、災害の発生により要請市町との連絡が取れない場合にあって、要請市町周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。 (応援経費の負担)	
	第4条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。 2 応援を行った市町（以下「応援市町」という。）は、要請市町から法第92条第2項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。 (災害補償等)	
	第5条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。 2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町が、要請市町への往復経路の途中に生じたものについては応援市町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。 (連絡窓口)	
	第6条 協定市町は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。 2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。 (資料の提供等)	
	第7条 協定市町は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。 (協議)	
	第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自署名のうえ、各1通を保有するものとする。	

[illegible]

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】			
＜現　　行＞		＜改　　正　　後＞	＜修正理由＞
＜略＞		＜略＞	・協定の追加
		4-2-14　中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	
		中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	
		消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、中国自動車道（以下「中国道」という。）のうち、兵庫県の区域における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、姫路市、西はりま消防組合（以下「市等」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。	
		（目的）	
		第1条　この協定は、中国道のうち兵庫県の区域における消防業務等の円滑化をはかるため、市等が相互に応援することを目的とする。	
		（応援の種別及び方法）	
		第2条　応援の種別及び方法は、次のとおりとする。	
		（1）　通常応援	
		市等が、別表応援市等名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市等からの応援要請があった場合を含む。）に、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援	
		（2）　特別応援	
		市等が、中国道（この協定に定める応援区域に限る。）において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市等の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援	
		（応援の出動隊）	
		第3条　前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。	
		（特別応援の要請）	
		第4条　第2条第2号に規定する特別応援の要請は、市等の消防本部を通じて行うものとする。	
		（応援隊の指揮）	
		第5条　応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市等の長の委任を受けた消防長があたるものとする。	
		（災害（救急事故を除く。）の事務処理）	
		第6条　火災鎮火後の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。	
		（救急事故の事務処理）	
		第7条　救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。	
		（応援移用する経費の負担）	
		第8条　この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。	
		（1）　消防職員の公務災害補償	
		地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき応援市等が負担する。	
		（2）　車輛及び機械器具等の燃料費等	
		車輛及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援市等が負担する。	
		（3）　旅費及び出動手当	
		消防職員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市等が負担する。	

- 25 -

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】			＜改 正 後＞			＜修正理由＞				
＜現 行＞										
				間及び下り線のうち加西市と福崎町の境界から福崎インターチェンジまでの区間						
			姫 路 市	上り線のうち福崎町と加西市のきょうかい から加西インターチェンジまでの区間及び下り線のうち姫路市と宍粟市の境界から山崎インターチェンジまでの区間						
			西はりま消防組合	上り線のうち姫路市と宍粟市の境界から夢前スマートインターチェンジ(※) までの区間						
			(※) 夢前スマートインターチェンジについては、姫路市及び西はりま消防組合との協議により活用することとした。							
			4-2-15 加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書			・協定の追加				
			加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書							
			加東市（以下「甲」という。）と社会福祉法人加東市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。							
			(趣旨)							
			第1条 この協定は、加東市地域防災計画に基づき、加東市内に災害が発生した場合における加東市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。							
			(センターの設置等)							
			第2条 乙は、次のいずれかに該当するときは、災害時の円滑なボランティア活動の推進のためセンターを設置するものとする。							
			(1) 甲から要請があったとき							
			(2) 乙がセンター設置の必要があると判断したとき							
			2 センターの閉鎖は、災害の復旧状況等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。							
			(センターの設置要請)							
			第3条 甲は、前条第1項第1号の規定により乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に関し必要な事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって行うものとする。							
			2 乙は、前条第1項第2号の規定によりセンターを設置したときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、口頭、電話等により報告し、後日文書をもって行うものとする。							
			(センターの設置場所)							
			第4条 センターの設置場所は、加東市社福祉センター（以下「福祉センター」という。）とする。ただし、災害の状況等により福祉センターに設置が困難なときは、甲乙協議の上決定し、甲が別途確保するものとする。							
			(センターの業務)							
			第5条 乙は、次の業務を行うものとする。							
			(1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること							
			(2) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること							
			(3) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること							
			(4) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること							
			(5) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動に関すること							
			(6) 加東市災害対策本部との連絡調整に関すること							
			(7) 簡易な応急及び復旧作業に関すること							

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
＜現 行＞			
_____		(8) その他災害ボランティア活動に必要な業務	
_____		(職員の派遣)	
_____		第6条 甲は、センターの設置及び運営を円滑に行うために甲の職員を派遣するものとする。	
_____		(連携及び協力)	
_____		第7条 甲及び乙は、センターの設置及び運営に関し、相互に連携し協力するものとする。	
_____		(資機材等の確保)	
_____		第8条 甲及び乙は、センターの設置及び運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な	
_____		物資、活動場所等を相互に協力して確保するものとする。	
_____		(費用負担)	
_____		第9条 センターの設置及び運営に関する必要な費用は、原則として甲が負担するものとする。た	
_____		だし、災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費	
_____		用に充てるものとする。	
_____		2 乙は、前項に規定する費用の内訳について、甲が説明を求めたときは、これに応じなければなら	
_____		ない。	
_____		(損害賠償)	
_____		第10条 災害時のボランティア活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティ	
_____		ア保険により対応するものとする。	
_____		2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担するものとする。	
_____		(報告)	
_____		第11条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。	
_____		(平常時における体制整備)	
_____		第12条 甲及び乙は、本協定に係る連絡責任者を定め、文書により相手方に報告するものとし、当該	
_____		連絡責任者に変更があったときは、速やかに相手方に報告するものとする。	
_____		2 乙は、平常時から第5条各号に規定する業務について備えるとともに、関係機関及び関係団体と	
_____		の間にネットワークを整備しておくものとする。	
_____		3 甲は、前項に定める乙の活動に関し、必要な範囲で支援するものとする。	
_____		(個人情報の取扱い)	
_____		第13条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについて	
_____		は、社会福祉法人加東市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。	
_____		(協議)	
_____		第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する	
_____		ものとする。	
_____		この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印の上、甲乙それぞれ1通を保有す	
_____		る。	
_____		平成30年11月1日	
_____	_____	甲 加東市社50番地	
_____	_____	加東市	
_____	_____	加東市長 安田 正義	
_____	_____	乙 加東市社26番地	
_____	_____	社会福祉法人 加東市社会福祉協議会	
_____	_____	会長 吉村 進吾	

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
4-2-12 緊急時における生活物資確保に関する協定		4-2-16 緊急時における生活物資確保に関する協定	・番号の修正 ・番号の修正 ・協定の追加
4-2-13 災害時における応急対策業務に関する協定（建設資機材関係）		4-2-17 災害時における応急対策業務に関する協定（建設資機材関係）	
		4-2-18 災害時等における相互協力に関する協定	
		災害時等における相互協力に関する協定	
		兵庫県加東市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社福岡高速道路事務所（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。	
		（目 的）	
		第1条 本協定は、災害時等の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。	
		（協力の内容）	
		第2条 甲及び乙は次の各号に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲において相互協力に努めるものとする。	
		（1） 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援	
		（2） 応急対策及び復旧業務の実施に必要となる資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用	
		（3） 社P Aを緊急車両の中継基地として提供	
		（4） 情報等の相互提供	
		（5） バキューム車・パッカー車等による復旧支援	
		（6） その他措置の実施に必要と認められる事項	
		（協力の要請）	
		第3条 要請は、協力要請書（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。	
		（要請に基づく措置）	
		第4条 甲及び乙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別紙様式第2号）により相手方に提出するものとする。	
		（費用の負担）	
		第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として要請者が負担するものとする。	
		（連絡責任者の報告）	
		第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。	
		（有効期間）	
		第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。	
		（協議）	
		第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲及び乙で協議して定めるものとする。	
		この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。	

[illegible]

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

＜現行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

[illegible]

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
＜現	行＞		
		4-2-19 災害時における災害救助犬およびセラピードッグの出動に関する協定 災害時における災害救助犬およびセラピードッグの出動に関する協定書 加東市（以下「甲」という。）と認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、加東市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所等における被災地住民のこころのケア（以下「ケア」という。）を図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。 （出動要請） 第1条 甲は、搜索活動のため必要があると認めるとき、又はケアが必要と認めるときは、乙に対して、災害救助犬またはセラピードッグの出動を要請する。 （出 動） 第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬又はセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬又はセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種類及び規模等を考慮し、甲と乙が協議のうえ決定する。 （搜索活動の実施） 第3条 乙は、出動した災害現場においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従い搜索活動を実施するものとする。 （ケアの実施） 第4条 乙は、出動した避難所等においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従いセラピー活動を実施するものとする。 （費用の負担） 第5条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲の負担とする。 （損害賠償） 第6条 この協定に基づく出動または活動に伴って乙の出動人員、災害救助犬又はセラピードッグに生じた損害賠償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。 （訓練の参加） 第7条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。 （有効期限） 第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも何ら申し出がない限り、その効力を継続するものとする。 （その他） 第9条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。 平成25年 3月25日 甲 兵庫県加東市社50番地 加東市長 安田 正義 乙 兵庫県伊丹市下河原二丁目2-13 認定特定非営利活動法人	・協定の追加

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】 ＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
	日本レスキュー協会 理事長 伊藤 裕成 4-2-20 災害時における物資提供等の協力に関する協定 災害時における物資提供等の協力に関する協定 加東市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社兵庫工場（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第1条 この協定は、市内災害時の物資提供等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。 （協力要請） 第2条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し物資提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。 2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。 （物資の品目） 第3条 この協定により、甲が乙に対し提供を要請する物資は、次に掲げるものの内、乙が保有又は調達できるものとする。 1) 段ボールシート及び段ボールケース等の段ボール製品 2) その他乙が取扱う製品 （提供の実施等） 第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。 2 乙は、自身の被災等で第2条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。 （物資の運搬） 第5条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。 （物資の引渡し） 第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。 （費用の負担） 第7条 物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。 2 費用は、協力要請時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。 3 費用の支払い方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。 （協定の解除） 第8条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3ヶ月前に文書で相手方に通知しなければならない。 2 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。 3 乙は、この協定に基づく目的を達成することができない状況となったときは、甲に協定解除の申出をし、甲の承諾を得ることとする。	・協定の追加

第5条 乙が供給したLPガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は協力要請時にお

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		＜改　　正　　後＞	＜修正理由＞
＜現　　　　　　行＞			
_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____		ける適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。 (情報の交換)	
		第6条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。 (連絡責任者)	
		第7条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生、又は発生する恐れがあるときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。 (1)　甲及び乙は、連絡責任者を定め、災害時における支援協力に関する協定に係る連絡先については、様式2により報告するものとする。 (2)　甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。 (協議)	
		第8条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。 (有効期間)	
		第9条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日を初年度の最終日とし、以降は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれから協定解除又は変更の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。	
		この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。	
		平成30年6月25日	
		甲　　兵庫県加東市社50番地 加東市 加東市長 安田 正義	
		乙　　兵庫県小野市本町40番地4 一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部 支部長 松原 剛	
		様式1	
		第　　　号 年　　月　　日	
		様	
		加東市長	
		LPガス等供給要請書	
		災害時における支援協力に関する協定書第2条第1項に基づき、以下のとおりLPガス等の供給を	

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現行>

<改正後>

<修正理由>

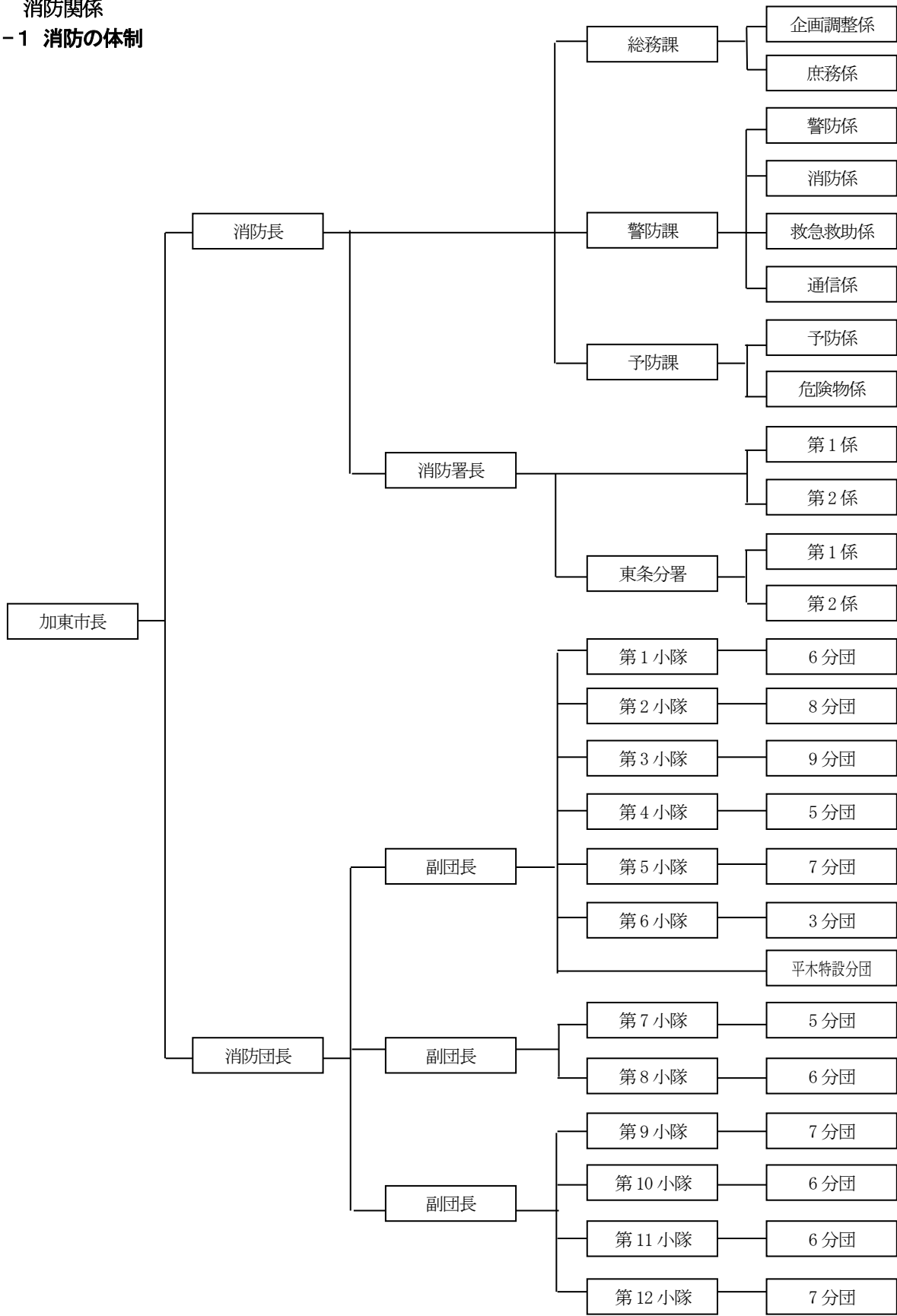
	要請します。 <table><tr><td>品名</td><td>数量</td><td>搬入場所</td><td>連絡先</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 連絡先 <table><tr><td>所 属</td><td></td></tr><tr><td>職・氏名</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr></table> 様式2 第 号 年 月 日 代表者 様 代表者 災害時における支援協力に関する協定に係る連絡先の報告について 災害時における支援協力に関する協定書第7条に基づき、以下のとおり報告します。 <table><tr><td rowspan="5">緊急時連絡先</td><td>所 属</td><td></td></tr><tr><td>職・氏名</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr><tr><td>FAX 番号</td><td></td></tr><tr><td>メールアドレス</td><td></td></tr></table>	品名	数量	搬入場所	連絡先																																					所 属		職・氏名		電話番号		緊急時連絡先	所 属		職・氏名		電話番号		FAX 番号		メールアドレス		
品名	数量	搬入場所	連絡先																																																								
所 属																																																											
職・氏名																																																											
電話番号																																																											
緊急時連絡先	所 属																																																										
	職・氏名																																																										
	電話番号																																																										
	FAX 番号																																																										
	メールアドレス																																																										

協定締結連絡先	所 属			
	職・氏名			
	電話番号			
	FAX 番号			
	メールアドレス			

地域防災計画（資料編）－126

5 消防関係

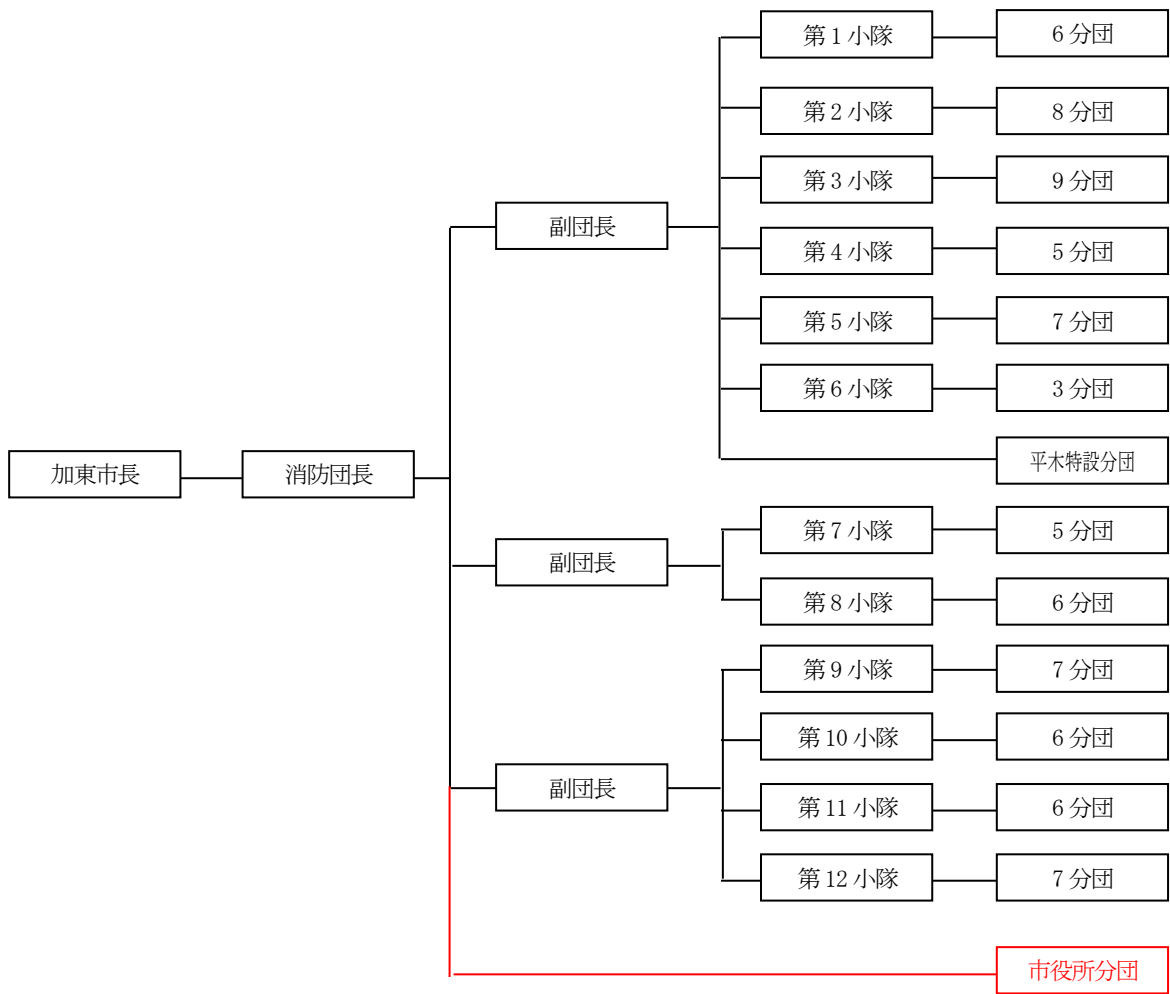
5-1 消防の体制



地域防災計画（資料編）－126

5 消防関係

5-1 消防の体制



- ・消防署の記述部分は、北はりま消防組合のため削除
- ・市役所分団を追加

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】			<改 正 後>			<修正理由>		
<現 行>								
5-2 消防機関の現有設備			5-2 消防機関の現有設備			・種類、数量の修正		
種 類	加東消防	消防団	種 類	加東消防署	消防団			
小型動力ポンプ	3	1	小型動力ポンプ	3	1			
小型動力ポンプ付積載車		71	小型動力ポンプ付積載車		71			
消防ポンプ自動車	3	6	消防ポンプ自動車	1	6			
水槽付消防ポンプ自動車	1		水槽付消防ポンプ自動車	2				
化学消防ポンプ自動車	1		化学消防ポンプ自動車	1				
はしご車	1		屈折はしご付消防自動車	1				
救助工作車	1		救助工作車					
消防指揮車	2	1	指揮車	1	1			
			災害支援車	1				
高規格救急車	3		高規格救急自動車	3				
			司令車	1				
			連絡車	1				
査察車	1		査察車	1				
広報車	1		広報車	1				
資材搬送車	2	1	資機材搬送車	1	1			
ボート（エンジン搭載）	3		ボート（エンジン搭載）	3				
簡易デジタル無線		171	簡易デジタル無線	24	171			
消防無線（移動系）	19		消防無線（移動系）	16				
救助用資機材（一式）	1		救助用資機材（一式）	1				
消火栓	1,444		消火栓	1,553				
防火水槽(*)	301		防火水槽(*)	526				
注）(*)：40t 以上			注）(*)：40t 以上					

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】										<改 正 後>										<修正理由>	
地域防災計画（資料編）－129										地域防災計画（資料編）－129										・避難所を3施設追加 ・名称等の修正 ・収容可能人数計の修正	
7 避難所関係										7 避難所関係											
7-1 避難所一覧										7-1 避難所一覧											
番 号		拠 点 避 難 所	名 称	所 在 地	電 話 番 号	I P 電 話	階 数	内 収 容 可 能 人 員 （ 屋	区 分	災 害	番 号	指定緊急避難場所	指定避難所	名 称	所 在 地	電 話 番 号	I P 電 話	階 数	内 収 容 可 能 人 員 （ 屋	区 分	災 害
									地 震	風 水 害										地 震	風 水 害
1	—	—	社公民館	木梨 1134-60	42-2600	42-2600	2	150	○	○	1	○	○	社公民館	木梨 1134-60	42-2600	42-2600	2	150	○	○
2	—	—	社武道館	木梨 1131	42-5761	42-5761	1	240	○	○	2	○	○	社武道館	木梨 1131	42-5761	42-5761	1	240	○	○
3	—	—	明治館	社 777	42-8180	42-8180	2	340		○	3	○	○	明治館	社 777	42-8180	42-8180	2	340		○
4	—	○	社中学校	木梨 1134-62	42-0152	42-0152	4	1,900	○	○	4	○	○	社中学校	木梨 1134-62	42-0152	42-0152	4	1,900	○	○
5	—	○	社小学校	社 1550	42-0004	42-0004	3	1,740	○	○	5	○	○	社小学校	社 1550	42-0004	42-0004	3	1,740	○	○
6	—	—	窪田公民館	西垂水 22	42-4000	42-4000	1	110		○	6	○	○	窪田公民館	西垂水 22	42-4000	42-4000	1	110		○
7	—	○	社高等学校	木梨 1356-1	42-2055	42-2055	3	2,840	○	○	7	○	○	社高等学校	木梨 1356-1	42-2055	42-2055	3	2,840	○	○
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	○	○	兵庫県立教育研修所	山国 2006-107	42-3100	—	3	1,020	○	○
8	—	—	富士通周辺機材体育館	佐保 36	42-5611	—	1	390	○	○	9	○	○	ジャパン・イーエム・ソリューションズ株式会社体育館	佐保 36	42-5611	—	1	390	—	○
9	—	○	社第一体育館	沢部 613-1	—	42-5975	1	300	○	○	10	○	○	社第一体育館	沢部 613-1	—	42-5975	1	300	○	○
10	—	○	福田小学校	沢部 613-1	42-1043	42-1043	3	300	○	○	11	○	○	福田小学校	沢部 613-1	42-1043	42-1043	3	300	○	○
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	○	○	社児童館「やしろこどものいえ」	東古瀬 477-1	42-8543	—	1	90	○	○
11	—	○	米田小学校	上久米 1693	44-0004	44-0004	3	710	○	○	13	○	○	米田小学校	上久米 1693	44-0004	44-0004	3	710	○	○
12	—	○	兵庫教育大学	下久米 942-1	44-2010	65-1456	7	14,630	○	○	14	○	○	兵庫教育大学	下久米 942-1	44-2010	65-1456	7	14,630	○	○
13	—	○	兵庫教育大学附属小学校体育館	山国 2013-4	40-2216	40-2218	1	333	○	○	15	○	○	兵庫教育大学附属小学校体育館	山国 2013-4	40-2216	40-2218	1	333	○	○
14	—	○	兵庫教育大学附属中学校体育館・武道場	山国 2007-109	40-2222	40-2224	1	504	○	○	16	○	○	兵庫教育大学附属中学校体育館・武道場	山国 2007-109	40-2222	40-2224	1	504	○	○
15	—	○	三草小学校	上三草 118	42-0221	42-0221	2	630	○	○	17	○	○	三草小学校	上三草 118	42-0221	42-0221	2	630	○	○
16	—	○	やしろ国際学習塾	上三草 1175	42-7700	42-7700	4	1,560	○		18	○	○	やしろ国際学習塾	上三草 1175	42-7700	42-7700	4	1,560	○	
17	—	—	上鴨川公民館	上鴨川 140	45-1026	45-1026	1	90	○	○	19	○	○	上鴨川多目的集会施設	上鴨川 392	45-1026	45-1026	1	90	○	○
18	—	—	下鴨川公民館	下鴨川 209-1	45-1116	45-1116	1	80		○	20	○	○	下鴨川公民館	下鴨川 209-1	45-1116	45-1116	1	80		○
19	—	○	かもがわ交流セミナーハウス	下鴨川 260-3	45-0288	45-0288	1	70	○	○	21	○	○	かもがわ交流セミナーハウス	下鴨川 260-3	45-0288	45-0288	1	70	○	○
20	—	—	平木公民館	平木 224-1	45-0300	45-0300	2	110		○	22	○	○	平木公民館	平木 224-1	45-0300	45-0300	2	110		○

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】										＜改 正 後＞										＜修正理由＞										
＜現 行＞																														
<u>21</u>	—	○	滝野東小学校	新町 88	48-2037	—	3	1, 280	○	○	<u>23</u>		○	滝野東小学校	新町 88	48-2037	—	3	1, 280	○	○									
<u>22</u>	—	○	滝野体育センター	上滝野 1167-5	48-5833	—	2	540	○	○	<u>24</u>		○	滝野体育センター	上滝野 1167-5	48-5833	—	2	540	○	○									
<u>23</u>	—	—	上滝野公民館	上滝野 1167-1	48-0680	—	2	210		○	<u>25</u>			上滝野公民館	上滝野 1167-1	48-0680	—	2	210		○									
<u>24</u>	—	○	滝野中学校	下滝野 761	48-2032	—	3	1, 320	○		<u>26</u>		○	滝野中学校	下滝野 761	48-2032	—	3	1, 320	○										
<u>25</u>	—	○	滝野文化会館	下滝野 1369-1	48-3007	—	2	270	○	○	<u>27</u>		○	滝野文化会館	下滝野 1369-1	48-3007	—	2	270	○	○									
<u>26</u>	—	○	滝野図書館	下滝野 1369-2	48-3003	—	3	310	○	○	<u>28</u>		○	滝野図書館	下滝野 1369-2	48-3003	—	3	310	○	○									
<u>27</u>	—	—	滝野公民館 （情報交流館）	下滝野 1369-2	48-3073	—	2	410		○	<u>29</u>			滝野公民館 （情報交流館）	下滝野 1369-2	48-3073	—	2	410		○									
<u>28</u>	—	—	滝野児童館 （きらら）	下滝野 1369-2	48-0765	—	2	170		○	<u>30</u>			滝野児童館 （きらら）	下滝野 1369-2	48-0765	—	2	170		○									
<u>29</u>	—	○	滝野総合公園体育館（ <i>ゆげ</i> ）	河高 4007	48-2566	—	2	1, 610	○	○	<u>31</u>		○	滝野総合公園体育館（ <i>ゆげ</i> ）	河高 4007	48-2566	—	2	1, 610	○	○									
<u>30</u>	—	—	河高交流センター	河高 4026-3	48-5691	—	1	190		○	<u>32</u>			河高交流センター	河高 4026-3	48-5691	—	1	190		○									
<u>31</u>	—	○	滝野南小学校	高岡 949	48-2162	—	3	1, 180	○	○	<u>33</u>		○	滝野南小学校	高岡 949	48-2162	—	3	1, 180	○	○									
<u>32</u>	—	○	東条文化会館（コスミックホール）	天神 66	47-1500	47-1500	3	900	○	○	<u>34</u>		○	東条文化会館（コスミックホール）	天神 66	47-1500	47-1500	3	900	○	○									
<u>33</u>	—	○	東条東小学校	掬鹿谷 56	47-0044	47-0044	3	1, 020	○	○	<u>35</u>		○	東条東小学校	掬鹿谷 56	47-0044	47-0044	3	1, 020	○	○									
<u>—</u>	—	—	—————	—————	—————	—	—	—	—	—	<u>36</u>			南山活性化支援施設（ミナクル）	南山 1 丁目 4-2	20-6245		<u>1</u>	<u>145</u>											
<u>34</u>	—	○	道の駅とうじょう	南山 1 丁目 5- 1	47-2400	47-2400	1	330		○	<u>37</u>		○	道の駅とうじょう	南山 1 丁目 5- 1	47-2400	47-2400	1	330		○									
<u>35</u>	—	—	岡本公民館	岡本 247-1	46-2020	46-2020	1	160		○	<u>38</u>			岡本公民館	岡本 247-1	46-2020	46-2020	1	160		○									
<u>36</u>	—	○	東条西小学校	吉井 298	46-0044	46-0044	3	980	○	○	<u>39</u>		○	東条西小学校	吉井 298	46-0044	46-0044	3	980	○	○									
<u>37</u>	—	—	藪公民館	藪 133	46-0592	46-0592	1	80		○	<u>40</u>			藪公民館	藪 133	46-0592	46-0592	1	80		○									
※地震災害時の収容可能人数計 <u>35, 797人（26避難所）</u>										※地震災害時の収容可能人数計 <u>37, 052人（29避難所）</u>																				
※風水災害時の収容可能人数計 <u>35, 107人（35避難所）</u>										※風水災害時の収容可能人数計 <u>36, 362人（38避難所）</u>																				
※収容可能人数については、 <u>1人／2㎡</u> で算出した人数である。										※収容可能人数については、 <u>1人／2㎡</u> で算出した人数である。																				

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現行>

地域防災計画（資料編）－139

8 交通規制・緊急輸送関係

8-9 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書の様式

(様式第1号)

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

年 月 日

兵庫県防災監 様

申請者（要請機関の長）

要請機関名		担当者名		電話番号	
事案覚知時刻	時 分	予備要請時刻	時 分	正式要請時刻	時 分
災害種別	1 救急 2 救助 3 火災防御 4 情報収集 5 災害応急※1 6 その他				
発生場所 臨時着陸場	<u>市・町 番地</u> <u>市・町 名称</u> （臨時着陸場番号）※2：				
気象条件	天候： 視程※3：				
無線呼出名称	臨時着陸場		活動隊		現地指揮本部
災害概要					

傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
症状						
同乗者	<u>医師・看護師・関係者</u>	<u>関係者続柄</u>		<u>搬送元病院</u>		
<u>搬送先病院</u>			<u>搬送先 臨時着陸場</u>			
<u>搬送先 無線呼出名称</u>			<u>電源の要否</u>			

送付先 神戸市消防局警防部司令課

TEL：(078)331-0986

FAX：(078)331-0987

※1 災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達です。

※3 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です。

※2 臨時着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時着陸場適地一覧」に記載されている番号です。

<改正後>

地域防災計画（資料編）－139

8 交通規制・緊急輸送関係

8-9 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書の様式

(様式第1号)

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

年 月 日

兵庫県防災監 様

申請者（要請機関の長）

要請機関名		担当者名		電話番号	
発生日時	月 日 時 分頃	覚知時刻	時 分	要請時刻	時 分
要請区分	1 救急	2 救助	3 火災防御	4 情報収集	5 災害応急※1 6 その他
発生場所	<u>住所：</u>				<u>MAP：</u>
臨時着陸場	<u>名称：</u> （臨時着陸場番号）※2：				<u>MAP：</u>
気象条件	天候： 視程※3：				
無線呼出名称	臨時着陸場		活動隊		現地指揮本部
災害概要					

傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
症状						
同乗者	<u>医師</u>		<u>同乗者</u>			
<u>搬送元病院</u>			<u>電話番号</u>			
<u>搬送先病院</u>			<u>電話番号</u>			
<u>搬送先 臨時着陸場</u>			<u>搬送先 無線呼出名称</u>			
<u>掲載資機材</u>			<u>電源の要否</u>	<u>要・否</u>		

送付先 神戸市消防局警防部司令課

TEL：(078)303-1192

FAX：(078)302-8119

(災害対策本部設置時)

TEL：(078)362-9900

兵庫県災害対策本部事務局

FAX：(078)362-9911

※1 災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達です。

※2 臨時着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時着陸場適地一覧」に記載されている番号です。

※3 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です。

・様式等の修正

- 42 -

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】			<改 正 後>			<修正理由>																																																														
<現 行>			<改 正 後>			<修正理由>																																																														
地域防災計画（資料編）－145			地域防災計画（資料編）－145			・施設名称の修正																																																														
9 水・食料・物資関係			9 水・食料・物資関係																																																																	
9-5 環境衛生関係施設			9-5 環境衛生関係施設																																																																	
<table><tr><th>施 設 名</th><th>所 在 地</th><th>連 絡 先</th></tr><tr><td>小野加東環境施設事務組合 小野クリーンセンター</td><td>小野市天神町 538 番地 1</td><td>0794-62-6250</td></tr><tr><td>北播磨清掃事務組合みどり園</td><td>西脇市富吉南町 263 番地 1</td><td>23-2808</td></tr><tr><td>北播衛生事務組合</td><td>西古瀬 1169 番地</td><td>42-1285</td></tr></table>			施 設 名	所 在 地	連 絡 先				小野加東環境施設事務組合 小野クリーンセンター	小野市天神町 538 番地 1	0794-62-6250	北播磨清掃事務組合みどり園	西脇市富吉南町 263 番地 1	23-2808	北播衛生事務組合	西古瀬 1169 番地	42-1285	<table><tr><th>施 設 名</th><th>所 在 地</th><th>連 絡 先</th></tr><tr><td>小野加東加西環境施設事務組合 小野クリーンセンター</td><td>小野市天神町 538 番地 1</td><td>0794-62-6250</td></tr><tr><td>北播磨清掃事務組合みどり園</td><td>西脇市富吉南町 263 番地 1</td><td>23-2808</td></tr><tr><td>北播衛生事務組合</td><td>西古瀬 1169 番地</td><td>42-1285</td></tr></table>			施 設 名	所 在 地	連 絡 先	小野加東加西環境施設事務組合 小野クリーンセンター	小野市天神町 538 番地 1	0794-62-6250	北播磨清掃事務組合みどり園	西脇市富吉南町 263 番地 1	23-2808	北播衛生事務組合	西古瀬 1169 番地	42-1285																																				
施 設 名	所 在 地	連 絡 先																																																																		
小野加東環境施設事務組合 小野クリーンセンター	小野市天神町 538 番地 1	0794-62-6250																																																																		
北播磨清掃事務組合みどり園	西脇市富吉南町 263 番地 1	23-2808																																																																		
北播衛生事務組合	西古瀬 1169 番地	42-1285																																																																		
施 設 名	所 在 地	連 絡 先																																																																		
小野加東加西環境施設事務組合 小野クリーンセンター	小野市天神町 538 番地 1	0794-62-6250																																																																		
北播磨清掃事務組合みどり園	西脇市富吉南町 263 番地 1	23-2808																																																																		
北播衛生事務組合	西古瀬 1169 番地	42-1285																																																																		
地域防災計画（資料編）－157			地域防災計画（資料編）－157			・支給額等の修正																																																														
1 3 復旧・復興関係			1 3 復旧・復興関係																																																																	
13-2 県災害援護金等の支給基準			13-2 県災害援護金等の支給基準																																																																	
<略>			<略>																																																																	
2 支給基準等			2 支給基準等																																																																	
<略>			<略>																																																																	
<table><tr><th>種類</th><th>支給対象</th><th>支 給 額</th></tr><tr><td rowspan="9">災害援護金</td><td rowspan="2">県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷者</td><td><table><tr><th>災 害 の 種 類</th><th>被害の種別</th><th>災害援護資金の額</th></tr><tr><td rowspan="3">自 然 災 害</td><td>住家の全壊、全焼又は流失</td><td>1 世帯につき 200,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 100,000 円</td></tr><tr><td>住家の床上浸水</td><td>〃 30,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">重傷の被災者</td><td>1 人につき 30,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">そ の 他 の 災 害</td><td>住家の全壊又は全焼</td><td>1 世帯につき 50,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 30,000 円</td></tr></table></td></tr><tr><td rowspan="3">当該災害が発生した市町の区域内に住所を有する被災世帯主</td><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>			種類	支給対象	支 給 額				災害援護金	県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷者	<table><tr><th>災 害 の 種 類</th><th>被害の種別</th><th>災害援護資金の額</th></tr><tr><td rowspan="3">自 然 災 害</td><td>住家の全壊、全焼又は流失</td><td>1 世帯につき 200,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 100,000 円</td></tr><tr><td>住家の床上浸水</td><td>〃 30,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">重傷の被災者</td><td>1 人につき 30,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">そ の 他 の 災 害</td><td>住家の全壊又は全焼</td><td>1 世帯につき 50,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 30,000 円</td></tr></table>	災 害 の 種 類	被害の種別	災害援護資金の額	自 然 災 害	住家の全壊、全焼又は流失	1 世帯につき 200,000 円	住家の半壊又は半焼	〃 100,000 円	住家の床上浸水	〃 30,000 円	重傷の被災者	1 人につき 30,000 円	そ の 他 の 災 害	住家の全壊又は全焼	1 世帯につき 50,000 円	住家の半壊又は半焼	〃 30,000 円	当該災害が発生した市町の区域内に住所を有する被災世帯主				(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>種類</th><th>支給対象</th><th>支 給 額</th></tr><tr><td rowspan="9">災害援護金</td><td rowspan="2">県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷者</td><td><table><tr><th>災 害 の 種 類</th><th>被害の種別</th><th>災害援護資金の額</th></tr><tr><td rowspan="3">自 然 災 害</td><td>住家の全壊、全焼又は流失</td><td>1 世帯につき 200,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 100,000 円</td></tr><tr><td>住家の一部損壊（損害割合 10 分の 1 以上）又は床上浸水</td><td>〃 50,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">重傷の被災者</td><td>1 人につき 30,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">そ の 他 の 災 害</td><td>住家の全壊又は全焼</td><td>1 世帯につき 50,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 30,000 円</td></tr></table></td></tr><tr><td rowspan="3">当該災害が発生した市町の区域内に住所を有する被災世帯主</td><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>			種類	支給対象	支 給 額	災害援護金	県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷者	<table><tr><th>災 害 の 種 類</th><th>被害の種別</th><th>災害援護資金の額</th></tr><tr><td rowspan="3">自 然 災 害</td><td>住家の全壊、全焼又は流失</td><td>1 世帯につき 200,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 100,000 円</td></tr><tr><td>住家の一部損壊（損害割合 10 分の 1 以上）又は床上浸水</td><td>〃 50,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">重傷の被災者</td><td>1 人につき 30,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">そ の 他 の 災 害</td><td>住家の全壊又は全焼</td><td>1 世帯につき 50,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 30,000 円</td></tr></table>	災 害 の 種 類	被害の種別	災害援護資金の額	自 然 災 害	住家の全壊、全焼又は流失	1 世帯につき 200,000 円	住家の半壊又は半焼	〃 100,000 円	住家の一部損壊（損害割合 10 分の 1 以上）又は床上浸水	〃 50,000 円	重傷の被災者	1 人につき 30,000 円	そ の 他 の 災 害	住家の全壊又は全焼	1 世帯につき 50,000 円	住家の半壊又は半焼	〃 30,000 円	当該災害が発生した市町の区域内に住所を有する被災世帯主				(略)	(略)	(略)
種類	支給対象	支 給 額																																																																		
災害援護金	県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷者	<table><tr><th>災 害 の 種 類</th><th>被害の種別</th><th>災害援護資金の額</th></tr><tr><td rowspan="3">自 然 災 害</td><td>住家の全壊、全焼又は流失</td><td>1 世帯につき 200,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 100,000 円</td></tr><tr><td>住家の床上浸水</td><td>〃 30,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">重傷の被災者</td><td>1 人につき 30,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">そ の 他 の 災 害</td><td>住家の全壊又は全焼</td><td>1 世帯につき 50,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 30,000 円</td></tr></table>	災 害 の 種 類	被害の種別	災害援護資金の額	自 然 災 害	住家の全壊、全焼又は流失	1 世帯につき 200,000 円		住家の半壊又は半焼	〃 100,000 円	住家の床上浸水	〃 30,000 円	重傷の被災者		1 人につき 30,000 円	そ の 他 の 災 害	住家の全壊又は全焼	1 世帯につき 50,000 円	住家の半壊又は半焼	〃 30,000 円																																															
		災 害 の 種 類	被害の種別	災害援護資金の額																																																																
	自 然 災 害	住家の全壊、全焼又は流失	1 世帯につき 200,000 円																																																																	
		住家の半壊又は半焼	〃 100,000 円																																																																	
		住家の床上浸水	〃 30,000 円																																																																	
	重傷の被災者	1 人につき 30,000 円																																																																		
		そ の 他 の 災 害	住家の全壊又は全焼	1 世帯につき 50,000 円																																																																
			住家の半壊又は半焼	〃 30,000 円																																																																
	当該災害が発生した市町の区域内に住所を有する被災世帯主																																																																			
(略)	(略)	(略)																																																																		
種類	支給対象	支 給 額																																																																		
災害援護金	県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷者	<table><tr><th>災 害 の 種 類</th><th>被害の種別</th><th>災害援護資金の額</th></tr><tr><td rowspan="3">自 然 災 害</td><td>住家の全壊、全焼又は流失</td><td>1 世帯につき 200,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 100,000 円</td></tr><tr><td>住家の一部損壊（損害割合 10 分の 1 以上）又は床上浸水</td><td>〃 50,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">重傷の被災者</td><td>1 人につき 30,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">そ の 他 の 災 害</td><td>住家の全壊又は全焼</td><td>1 世帯につき 50,000 円</td></tr><tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃 30,000 円</td></tr></table>	災 害 の 種 類	被害の種別	災害援護資金の額	自 然 災 害	住家の全壊、全焼又は流失	1 世帯につき 200,000 円	住家の半壊又は半焼	〃 100,000 円	住家の一部損壊（損害割合 10 分の 1 以上）又は床上浸水	〃 50,000 円	重傷の被災者	1 人につき 30,000 円	そ の 他 の 災 害	住家の全壊又は全焼	1 世帯につき 50,000 円	住家の半壊又は半焼	〃 30,000 円																																																	
		災 害 の 種 類	被害の種別	災害援護資金の額																																																																
	自 然 災 害	住家の全壊、全焼又は流失	1 世帯につき 200,000 円																																																																	
		住家の半壊又は半焼	〃 100,000 円																																																																	
		住家の一部損壊（損害割合 10 分の 1 以上）又は床上浸水	〃 50,000 円																																																																	
	重傷の被災者	1 人につき 30,000 円																																																																		
		そ の 他 の 災 害	住家の全壊又は全焼	1 世帯につき 50,000 円																																																																
			住家の半壊又は半焼	〃 30,000 円																																																																
	当該災害が発生した市町の区域内に住所を有する被災世帯主																																																																			
(略)	(略)	(略)																																																																		

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】		＜改 正 後＞		＜修正理由＞																																																							
地域防災計画（資料編）－158		地域防災計画（資料編）－158																																																									
13-3 災害見舞金の概要		13-3 災害見舞金の概要																																																									
1 対象災害		1 対象災害																																																									
火災及び暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により住家に被害の生じた災害		火災及び暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により住家に被害の生じた災害																																																									
2 支給対象者等		2 支給対象者等																																																									
(1) 被害を受けた当時、本市の区域内に居住し、住民基本台帳又は外国人登録原票に記載されている世帯主		(1) 被害を受けた当時、本市の区域内に居住し、住民基本台帳又は外国人登録原票に記載されている世帯主																																																									
(2) 被災者の故意又は重大な過失により生じた場合及び災害弔慰金条例の規定により災害弔慰金が支給される場合は支給しない。		(2) 被災者の故意又は重大な過失により生じた場合及び災害弔慰金条例の規定により災害弔慰金が支給される場合は支給しない。																																																									
<table><tr><th>種 別</th><th>支 給 区 分</th><th>金 額</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="5">災害見舞金</td><td>住家の全焼、全壊又は流出</td><td>50,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の半焼又は半壊</td><td>30,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の床上浸水</td><td>30,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の床下浸水</td><td>10,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の水損</td><td>30,000</td><td>消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの</td></tr><tr><td>死亡弔慰金</td><td>死亡（1人につき）</td><td>50,000</td><td>負傷後に死亡した者を含む</td></tr></table>		種 別	支 給 区 分	金 額	摘 要	災害見舞金	住家の全焼、全壊又は流出	50,000		住家の半焼又は半壊	30,000		住家の床上浸水	30,000		住家の床下浸水	10,000		住家の水損	30,000	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの	死亡弔慰金	死亡（1人につき）	50,000	負傷後に死亡した者を含む	<table><tr><th>種 別</th><th>支 給 区 分</th><th>金 額</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="5">災害見舞金</td><td>住家の全焼、全壊又は流出</td><td>100,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の半焼又は半壊</td><td>50,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の床上浸水</td><td>50,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の床下浸水</td><td>15,000</td><td></td></tr><tr><td>住家の水損</td><td>30,000</td><td>消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの</td></tr><tr><td>死亡弔慰金</td><td>死亡（1人につき）</td><td>100,000</td><td>負傷後に死亡した者を含む</td></tr></table>		種 別	支 給 区 分	金 額	摘 要	災害見舞金	住家の全焼、全壊又は流出	100,000		住家の半焼又は半壊	50,000		住家の床上浸水	50,000		住家の床下浸水	15,000		住家の水損	30,000	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの	死亡弔慰金	死亡（1人につき）	100,000	負傷後に死亡した者を含む	・金額改正による修正							
種 別	支 給 区 分	金 額	摘 要																																																								
災害見舞金	住家の全焼、全壊又は流出	50,000																																																									
	住家の半焼又は半壊	30,000																																																									
	住家の床上浸水	30,000																																																									
	住家の床下浸水	10,000																																																									
	住家の水損	30,000	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの																																																								
死亡弔慰金	死亡（1人につき）	50,000	負傷後に死亡した者を含む																																																								
種 別	支 給 区 分	金 額	摘 要																																																								
災害見舞金	住家の全焼、全壊又は流出	100,000																																																									
	住家の半焼又は半壊	50,000																																																									
	住家の床上浸水	50,000																																																									
	住家の床下浸水	15,000																																																									
	住家の水損	30,000	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの																																																								
死亡弔慰金	死亡（1人につき）	100,000	負傷後に死亡した者を含む																																																								
備考 住家の被害について、2以上の支給区分に該当する場合は、支給額の高い区分を適用する。 ※ 住家とは、現実には自己の居住のために使用している建物（工場、店舗及び事務所等兼用住宅についてはその居住関係部分、集合住宅等においてはその専用部分をいう。）で、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。		備考 住家の被害について、2以上の支給区分に該当する場合は、支給額の高い区分を適用する。 ※ 住家とは、現実には自己の居住のために使用している建物（工場、店舗及び事務所等兼用住宅についてはその居住関係部分、集合住宅等においてはその専用部分をいう。）で、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。																																																									
地域防災計画（資料編）－160		地域防災計画（資料編）－160																																																									
13-5 生活福祉資金の貸し付け基準（県社会福祉協議会）		13-5 生活福祉資金の貸し付け基準（県社会福祉協議会）																																																									
1 実施機関		1 実施機関																																																									
県社会福祉協議会(窓口は市社会福祉協議会)		県社会福祉協議会(窓口は市社会福祉協議会)																																																									
2 貸付条件等		2 貸付条件等																																																									
(1) 対象		(1) 対象																																																									
低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯		低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯																																																									
(2) 資金の種類（災害関係分抜粋）		(2) 資金の種類（災害関係分抜粋）																																																									
<table><tr><th colspan="2">種 類（対象）</th><th>貸 付 限 度 額</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th></tr><tr><td colspan="2">災害援護資金 (低所得世帯)</td><td>1, 500, 000 円以内</td><td>12 月以内</td><td>7 年以内</td></tr><tr><td rowspan="2">更生資金</td><td>生業費 (低所得世帯・障害者世帯)</td><td>低所得世帯 2, 800, 000 円以内</td><td>12 月以内</td><td>7 年以内</td></tr><tr><td></td><td>障害者世帯 4, 600, 000 円以内</td><td>18 月以内</td><td>9 年以内</td></tr><tr><td>福祉</td><td>福祉費 (低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯)</td><td>500, 000 円以内</td><td>6 月以内</td><td>3 年以内</td></tr></table>		種 類（対象）		貸 付 限 度 額	据置期間	償還期間	災害援護資金 (低所得世帯)		1, 500, 000 円以内	12 月以内	7 年以内	更生資金	生業費 (低所得世帯・障害者世帯)	低所得世帯 2, 800, 000 円以内	12 月以内	7 年以内		障害者世帯 4, 600, 000 円以内	18 月以内	9 年以内	福祉	福祉費 (低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯)	500, 000 円以内	6 月以内	3 年以内	<table><tr><th>種類</th><th>資金の用途</th><th>貸付限度額</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th></tr><tr><td rowspan="6">福祉資金</td><td>生業のために必要な物品の購入など</td><td>低所得世帯 2, 800, 000 円以内</td><td>6 月以内</td><td>7 年以内</td></tr><tr><td></td><td>障害者世帯 4, 600, 000 円以内</td><td>6 月以内</td><td>9 年以内</td></tr><tr><td>住宅の増改築、補修など</td><td>2, 500, 000 円以内</td><td>6 月以内</td><td>7 年以内</td></tr><tr><td>福祉用具等の購入</td><td>1, 700, 000 円以内</td><td>6 月以内</td><td>8 年以内</td></tr><tr><td>障害者の社会参加のために必要な自動車の購入</td><td>2, 500, 000 円以内</td><td>3 月以内</td><td>8 年以内</td></tr><tr><td>負傷又は疾病の療養 (療養期間が1年以内の場合) ※1 ※2</td><td>1, 700, 000 円以内</td><td>6 月以内</td><td>5 年以内</td></tr></table>		種類	資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間	福祉資金	生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 2, 800, 000 円以内	6 月以内	7 年以内		障害者世帯 4, 600, 000 円以内	6 月以内	9 年以内	住宅の増改築、補修など	2, 500, 000 円以内	6 月以内	7 年以内	福祉用具等の購入	1, 700, 000 円以内	6 月以内	8 年以内	障害者の社会参加のために必要な自動車の購入	2, 500, 000 円以内	3 月以内	8 年以内	負傷又は疾病の療養 (療養期間が1年以内の場合) ※1 ※2	1, 700, 000 円以内	6 月以内	5 年以内	・表の修正	
種 類（対象）		貸 付 限 度 額	据置期間	償還期間																																																							
災害援護資金 (低所得世帯)		1, 500, 000 円以内	12 月以内	7 年以内																																																							
更生資金	生業費 (低所得世帯・障害者世帯)	低所得世帯 2, 800, 000 円以内	12 月以内	7 年以内																																																							
		障害者世帯 4, 600, 000 円以内	18 月以内	9 年以内																																																							
福祉	福祉費 (低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯)	500, 000 円以内	6 月以内	3 年以内																																																							
種類	資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間																																																							
福祉資金	生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 2, 800, 000 円以内	6 月以内	7 年以内																																																							
		障害者世帯 4, 600, 000 円以内	6 月以内	9 年以内																																																							
	住宅の増改築、補修など	2, 500, 000 円以内	6 月以内	7 年以内																																																							
	福祉用具等の購入	1, 700, 000 円以内	6 月以内	8 年以内																																																							
	障害者の社会参加のために必要な自動車の購入	2, 500, 000 円以内	3 月以内	8 年以内																																																							
	負傷又は疾病の療養 (療養期間が1年以内の場合) ※1 ※2	1, 700, 000 円以内	6 月以内	5 年以内																																																							

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】					＜改 正 後＞					＜修正理由＞									
＜現 行＞																			
祉 資 金	障害者等福祉用具購入費 (障害者世帯)	1,700,000 円以内		6 年以内		介護・障害者サービス等の利用 (利用期間が1年以内の場合) ※1 ※2	1,700,000 円以内	6 月以内	5 年以内										
	障害者自動車購入費 (障害者世帯)	2,500,000 円以内				災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000 円以内	12 月以内	7 年以内										
	住宅資金 (低所得世帯、障害者世帯、 高齢者世帯)	2,500,000 円以内	6 月以内	7 年以内	冠婚葬祭	500,000 円以内	6 月以内	3 年以内											
					住居の移転	500,000 円以内	6 月以内	3 年以内											
療養・介護等資金 (低所得世帯、高齢者世帯)		1,700,000 円以内 療養期間及び介護サービス受給期 間が1年を超え、1年6ヶ月以内の 場合、2,300,000 円	6 月以内	5 年以内	※1 貸付する事由により、貸付額を月額で計算する場合があります。														
					※2 特別な事情により療養または利用期間が1年を超え1年6か月以内の場合の貸付限度額は230万円														
(注) 1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、住宅資金及び災害援護資金の貸付対象とはならない。					(3) 借受人の要件														
2 償還方法は月賦、半年賦、年賦とする。					・20歳以上65歳未満の者														
3 利子は年3％、ただし療養・介護資金は無利子。また、据置期間は無利子とする。					・世帯の生計中心者で、その貸付によって得られる支援を主に受ける者														
4 償還期間には据置期間は含めない。					・就労などにより、償還可能な収入が見込める者														
5 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内にする事ができる。					借入申込者が上記要件に該当しない場合、借入申込者に代わってこれらの要件に該当する連帯借受人が必ず必要となる。														
地域防災計画（資料編）－176					地域防災計画（資料編）－176														
15 防災基盤整備事業					15 防災基盤整備事業														
15- 1 防災基盤整備事業					15- 1 防災基盤整備事業														
事業名 年度		災害対策事業	消防施設整備事業		事業名 年度		災害対策事業	消防施設整備事業											
平成19年度		MCA無線	ポンプ付積載車4、積載車1 小型動力ポンプ2		平成19年度		MCA無線	ポンプ付積載車4、積載車1 小型動力ポンプ2											
平成20年度			ポンプ自動車1、ポンプ付積載車8 積載車1、小型動力ポンプ2 指令車1、防火水槽1		平成20年度			ポンプ自動車1、ポンプ付積載車8 積載車1、小型動力ポンプ2 指令車1、防火水槽1											
平成21年度		防災備蓄倉庫	ポンプ自動車1、ポンプ付積載車4		平成21年度		防災備蓄倉庫	ポンプ自動車1、ポンプ付積載車4											
平成22年度			ポンプ付積載車5、小型動力ポンプ3 防火水槽1		平成22年度			ポンプ付積載車5、小型動力ポンプ3 防火水槽1											
平成23年度			ポンプ自動車1、ポンプ付積載車3 積載車1		平成23年度			ポンプ自動車1、ポンプ付積載車3 積載車1											
平成24年度			ポンプ付積載車4、ポンプ無積載車1 防火水槽1		平成24年度			ポンプ付積載車4、ポンプ無積載車1 防火水槽1											
平成25年度			ポンプ付積載車2、ポンプ無積載車1、ポンプ4 防火水槽1		平成25年度			ポンプ付積載車2、ポンプ無積載車1、ポンプ4 防火水槽1											
平成26年度			ポンプ付積載車3、ポンプ無積載車1、ポンプ1 簡易デジタル無線171		平成26年度			ポンプ付積載車3、ポンプ無積載車1、ポンプ1 簡易デジタル無線171											
					平成27年度		防災行政無線	ポンプ付積載車4、ポンプ1、簡易デジタル無線											
					平成28年度		防災行政無線	ポンプ付積載車4、ポンプ無積載車2、防火水槽1											
					平成29年度			ポンプ付積載車2、ポンプ無積載車1、指令車1											
										・H27年度以降分を追加									

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】						<改 正 後>						<修正理由>	
<現 行>													
15-2 地震防災緊急事業5箇年計画						15-2 地震防災緊急事業5箇年計画						・ 最新の内容に修正	
施設名	事業名（事業主体）	事業量	概算事業費 （百万円）	実施予定 年度	所管省庁	施設名	事業名（事業主体）	事業量	概算事業費 （百万円）	実施予定 年度	所管省庁		
避難地	まちづくり交付金	1 箇所 1. 10ha	5	H21	国土交通省	消防用施設(消防水利(耐震性貯水槽))	施設整備事業	3 箇所	27	H28・H30・H32	消防庁		
消防用施設（消防車両(緊急消防援助隊設備関係)）	緊急消防援助隊整備費補助事業	1 箇所	25	H21	消防庁	消防用施設(消防車両(消防団設備関係))	設備整備事業	18 箇所	210	H28～32	消防庁		
消防用施設(消防車両(消防団設備関係))	市町村消防設備整備事業	27 箇所	135	H18～22	消防庁	ため池	ため池等整備事業（県）	36 箇所	2, 644	H28～32	農林水産省		
消防活動用道路	経営体育成基盤整備事業（県）	1 箇所 6. 9Km	56	H20～22	農林水産省	ため池	ため池等整備事業	2 箇所	80	H28・H29・H32	農林水産省		
緊急輸送道路	道路事業（県）	2 箇所 5. 1km	2, 730	H18～22	国土交通省								
公立小中学校	公立学校施設整備事業	6 校	161	H19～21	文部科学省								
ため池	ため池等整備事業（県）	11 箇所	1, 305	H18～22	農林水産省								
ため池	ため池等整備事業	3 箇所	146	H19～22	農林水産省								